

昭和町第5次総合計画

5th Synthesis Plan



後期基本計画

第1章 豊かな心を育むまちをめざす

第1節 生涯学習社会の創造

1. 生涯学習推進体制の整備

【現況と課題】

生涯学習は、心の豊かさが求められる中で、住民が自らの意思に基づいて自発的に学習に取り組むことが期待され、求められています。そのため、学習ニーズは多様化、高度化する傾向がみられることから、本町では、昭和町社会教育計画を策定し、中央公民館を拠点として、時代や社会の変化を見据えた学習機会の提供を進めています。

また、身近な地域での学習活動を促進するため、小・中学校などを活用した地域の学習拠点の確保や生涯学習地域づくり推進員の支援などを進めています。あわせて、関係団体との連携を図りながら、学習活動を支える人材やリーダーの育成・確保にも努めています。

生涯学習の推進体制は、社会教育委員の会議や公民館運営審議会を中心に、昭和町子どもクラブ指導者連絡協議会、昭和町文化協会、昭和町体育協会などの団体が相互に連携を図りながら形成されています。

生涯学習の拠点は中央公民館ですが、施設が狭く、老朽化が進んでいるため、拠点となる場の確保が早急な課題となっていますが、風土伝承館杉浦医院の開設に伴い、学習目的や内容によって、相互利用も可能になりました。

さらに、学習ニーズの多様化に伴い、生涯学習指導者の育成・確保に向けた取り組みを強化する必要があります。あわせて、広報紙やホームページなどを積極



的に活用し、生涯学習情報の提供を一層推し進める必要があります。

【施策の方針】

生涯学習拠点の計画的な整備を検討するとともに、社会教育計画の評価や学習ニーズに応じた見直しを進めます。また、関係団体との連携を図りながら、相談・指導体制の強化を図ります。

■ 施策の体系

生涯学習推進体制の整備

- ① 生涯学習基盤の整備
- ② 学習情報の充実
- ③ 相談・指導体制の強化

【施策の展開】

(1) 生涯学習基盤の整備

- 国際化や情報社会の進展、環境問題への関心の高まりなど、新たな時代のニーズを踏まえた社会教育計画の策定や見直しを進めます。
- 12地区の生涯学習地域づくり推進員や学校、芸術・文化団体、ボランティア団体、高等教育機関などとの連携を図り、家庭や学校、地域での生涯学習を支えるためのネットワークづくりを進めます。
- 学校施設などを活用した地域での生涯

学習拠点の確保を進めるとともに、学習に必要な施設・設備の充実を図ります。

- 施設が狭く老朽化が進む中央公民館の建て替えにあわせ、生涯学習拠点となる施設の整備について情報収集や調査・検討を引き続き進めます。

(2) 学習情報の充実

- 周辺市及び高等教育機関等との連携により、広域的な講座・教室や生涯学習イベントなどに関する情報収集・提供に努めると同時に、参加を容易にするための情報提供を充実します。
- ホームページなどを活用し、町の歴史・文化、自然などに関する情報を電子化し、ホームページなどで楽しみながら学習できる企画などを検討します。

(3) 相談・指導體制の強化

- 関係機関や各種団体からの情報収集を進め、多様な学習ニーズに応じた指導者やリーダーの発掘や育成に努め、人材バンクの充実を図ります。

2. 生涯学習の促進

【現況と課題】

本町では、中央公民館を中心に、町立図書館や小・中学校などを活用し、より効果的・体系的な講座・教室の開催に努めています。

学習講座としては、県内外の高等教育機関等と連携した「現代的課題学習」と町民のニーズに基づいた「趣味的学習」をバランスよく開催するよう図っています。中央公民館自主学習サークルから児童・生徒対象の「昭和町子ども教室」まで、幅広い年代層への生涯学習機会の提供にも努めています。

中央公民館自主学習教室としては、在住外国人を対象とした日本語教室や各種の文化・芸術活動、環境学習、パソコン

教室など様々な教室が開催されています。

町立図書館は平成17年度に蔵書検索サービスを導入し、住民の利便性の向上に努めているほか、「としょかんまつり」や「読み聞かせとお話し会」、「手作り絵本教室」などを実施し、親しみやすい図書館づくりに努めています。

今後、中央公民館や町立図書館での事業の充実を図ると同時に、事業内容や利用者数に対応できる施設の確保・整備を検討する必要があります。

また、民間を含めた学習情報の提供を一層充実させると共に「水資源のまち」「商工業各産業がバランスよく発展しているまち」として、特色ある学習活動を通じ、郷土への理解と愛着の醸成を図ります。

【施策の方針】

住民の学習意欲に対応した講座・教室内容を拡充するとともに、図書館事業の充実を図ります。また、インターネットの有効活用や学習サークルの育成などを進め、住民の自発的な学習活動を支援します。

■ 施策の体系



【施策の展開】

(1) 学習機会の拡大

- 住民ニーズや受講者の評価を定期的に把握しながら、講座・教室の見直しや内容の充実に努めます。
- 講座・教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営などを支援します。
- ボランティアや有識者の協力を得なが

ら、昭和町の歴史や自然、課題などを学習する機会を拡充します。

(2) 公民館事業の充実

- 住民の利用やニーズに配慮した中央公民館の利用規定の見直しを図るとともに、住民による管理・運営の範囲を拡大し、住民主体の公民館づくりを検討します。
- 文化協会や学習グループによる教室の開催など、団体やサークルによる自主的な学習活動を促すしくみづくりを進めます。

(3) 図書館事業の充実

- 利用者ニーズに応じた蔵書や視聴覚資料などの拡充と、手狭な書架スペースの改善を図りながら、ホームページでの貸出予約システムのほか必要な機器を整備充実します。
- 広域的な図書館ネットワークの有効活用を促進するほか、近隣自治体との連携を図りながら、それぞれの図書館での蔵書や資料の重点整備を図ります。
- ブック・スタートやセカンド・ブック、絵本教室、映画会などの充実を図り、子どもの時から図書館に親しむ事のできる機会を拡充します。
- 図書館ボランティアやボランティア・サークルの育成を進めます。また、住民参加による図書館の運営を図ります。
- 町政をはじめ、町の歴史や人材など、地域に関する様々な情報を知ることができる企画やコーナーの充実を図ります。
- 図書館の相談機能やレファレンス機能^{*3}を強化し、町内で働く人や企業、団体などへの資料提供に努めます。
- 図書館のより効率的な運営に向けて、運営手法や管理方法について調査・検討します。
- 地域の総合的な学習拠点としての図書館整備のあり方について検討します。

第2節 地域の文化とスポーツの振興

1. 芸術文化活動の振興

【現況と課題】

本町の文化団体としては、昭和町文化協会に所属する26の専門部(川柳・俳句・短歌・囲碁・将棋・書道・絵画・社交ダンス・写真・コーラス・詩吟・舞踊・民謡・郷土研究・茶道(表)・茶道(裏)・陶芸・歌謡・英会話・押花・フォークダンス・水墨画・津軽三味線・お細工物・手編み物・マンドリン)があり、専門部ごとに様々な活動を行っています。

町では、文化協会の活動を支援するとともに、住民の自発的な芸術・文化活動を促進しています。文化協会に加盟する各専門部や中央公民館自主サークルは、中央公民館はじめ町内の施設を会場に様々な教室やイベントを開催し、住民に文化活動への参加機会を提供しています。

そのほか、文化祭などの機会を活用して、住民の発表や展示の機会を提供するほか、優れた芸術を鑑賞する機会の提供に努めているところです。

現在、多様な団体が中央公民館を拠点として活動していますが、中央公民館の施設が狭く、老朽化が進んでいるため、練習や展示の場を確保するのが難しく、活動拠点の確保は、引き続き望まれています。

今後、活動拠点の確保とあわせて、生涯学習自主サークル支援事業の有効活用などにより、芸術・文化サークルの育成やリーダーの確保に努め、住民の主体的な芸術・文化活動を支援する必要があります。

【施策の方針】

芸術・文化に親しむ機会を拡充するとともに、活動の場の整備や文化協会などの育成に努め、住民の主体的な芸術・文化活動を促進します。

■ 施策の体系

芸術文化活動の振興

- ① 芸術・文化活動の促進
- ② 芸術・文化団体の育成

【施策の展開】

(1) 芸術・文化活動の促進

- 生涯学習拠点の整備とあわせて、住民の主体的な芸術・文化活動を支える場の確保を検討します。
- 町内外の芸術・文化団体の協力を得ながら、住民の芸術・文化活動を支援する講師や指導者の確保に努めます。
- 芸術・文化活動に関する広域的な情報提供に努めるほか、町内や近隣での芸術・文化の鑑賞を支援するなど、優れた芸術・文化に親しむ機会を拡充します。
- 学校や地域、関係団体などとの連携を図り、身近な地域で様々な芸術・文化活動を体験することのできる機会を拡充します。

(2) 芸術・文化団体の育成

- 文化協会など、各種団体・サークルの自主的な活動を促進すると同時に、活動状況などを考慮しながら、必要に応じて活動拠点の確保を検討します。
- 芸術・文化団体の練習や創作・発表の場の確保に努めると同時に、一般住民への参加や鑑賞の呼びかけを促進します。
- 芸術・文化イベントや中央公民館事業、学校との連携などを通じて、芸術・文化団体の創作や発表の場づくりに努めます。

2. 伝統文化の継承

【現況と課題】

本町の文化財としては、県指定文化財である妙福寺の鰐口をはじめ、石原家古文書や源義清公館跡、阿弥陀如来坐像や木造聖徳太子像などの町指定文化財があります。

また、各地に残る地蔵や道祖神、碑、古木などをはじめ、かすみ堤や地方病撲滅に関する活動など、様々な歴史・文化資産があります。

文化財については、昭和町文化財保護条例に基づき、町文化財審議委員会において、町文化財としての保護活用の方針を定めるとともに、指定文化財の維持・管理のための補助事業を行っています。また、町民から寄せられた農機具などの歴史民俗資料は社会科教材として学校へ貸し出すと共に風土伝承館杉浦醫院に展示するなど活用を図っていきます。なお、民家のお蔵・物置等に未だ眠っている農機具等の民俗資料は今後も収集、保存する必要があります。平成22年6月より「旧杉浦醫院の整備・保存・活用検討委員会」が発足し、杉浦邸の利活用について、総合的に検討が進められていますので、昭和町の文化・文化財の課題も合わせて検討することで、改善を図っていきます。

本町は、転入人口が多いことから、ふるさととしての愛着感や郷土愛の醸成と昭和町の歴史・文化を伝えていく取り組みが生涯学習には求められます。住民参加を図りながら、町内の歴史・文化資産の保全・活用に取り組む中で、ふるさと意識の定着を図っていく必要があります。



【施策の方針】

文化財の保護・活用を進めるほか、伝統文化や伝統行事の保存・継承に努めます。また、住民の理解と協力を得ながら、歴史・文化資産を守り、伝え、活かす活動を進めます。

■ 施策の体系

伝統文化の継承

- ① 文化財保護の推進
- ② 文化遺産の継承・活用の促進

【施策の展開】

(1) 文化財保護の推進

- 指定文化財の適切な保存を図ると同時に、社寺林・保存樹木などの周辺環境の整備に努めます。
- かすみ堤や地蔵、その他関連する民話などについての調査・研究を進め、関連資料の適切な保存に努めるほか、必要に応じて文化財指定などを検討します。
- 文化財について情報を把握し、基礎資料の整理を進めます。また、文化財の調査・研究のための体制を充実します。

(2) 文化遺産の継承・活用の促進

- 風土伝承館杉浦醫院の整備にあわせ、地方病撲滅の歴史についての資料の収集・整理・保存を進めると同時に、関係者の協力を得ながら、郷土の歴史・文化の学習拠点としての活用を検討します。
- 獅子舞やどんと焼き、笠おどり、道祖神祭りなど伝承行事の担い手づくりや古くから伝わる身近な生活文化の掘り起こしを進め、伝統文化を楽しみ継承する活動への支援に努めます。
- 学校教育や生涯学習の機会を活用し、地域の歴史や文化財についての周知を図るとともに、地域の文化遺産の保存・継承についての意識の醸成や担い手づくりに努めます。
- 民俗資料などの文化財を記録・保存すると同時に、地域のPRや学習教材としての有効活用を図ります。
- 文化財をまちづくりに活かすため、住民ボランティアによる保護・活用のためのネットワークづくりを促進します。

3. スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現況と課題】

本町ではスポーツ・レクリエーション施設として、総合体育館、町立温水プール、釜無工業団地公園、常永公園テニスコート、地域交流センターなどが整備されているほか、学校体育施設の夜間開放を行っています。加えて、昭和押原公園の一部供用開始に伴い、平成21年4月からグラウンドの供用が開始され、平成20年4月からは総合型地域スポーツクラブ「キャメリア」が開設されるなど、町内のスポーツ環境は充実度を増しています。

一方、町立温水プールなどの効率的な維持・管理が課題となっています。老朽化した施設や設備の整備を図りつつ指定管理者制度の導入も含めて検討しています。

スポーツ教室では、町主催のスポーツ教室や体育指導委員によるニュースポーツ教室や子どもスポーツ教室、昭和町みんなのスポーツ推進協議会による昭和町スポーツフェスティバルなどのほか、町立温水プールで各種教室などを実施し、競技スポーツから健康づくりまで幅広い取り組みを行っています。

スポーツ団体としては、体育協会やスポーツ少年団、各地区の体育部などがあり、それぞれ活発に活動しています。また、スポーツ団体による自主活動をはじめ、体育指導員や各種団体が協力して、スポーツ少年団運動会や子どもクラブ球技大会、福祉軽ス



ポーツ親善交流会、障がい者スポーツ交流会などを開催しています。

今後、スポーツは青少年の健全育成や体力づくり、健康づくりなど、様々な場面で重要な役割を担っていることから、スポーツ教室などの充実を図りながら、住民の自発的なスポーツ活動を促進する必要があります。

さらに、競技スポーツの振興とあわせて、個人の体力や目的に応じたスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の整備や効率的な維持・管理などの条件整備を図る必要があります。

【施策の方針】

生涯スポーツの振興についての方向性を明確にするとともに、スポーツや体力づくりの重要性についての周知を図り、住民の自発的なスポーツ活動を促進します。また、スポーツ施設の整備や指導体制の強化を図り、スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

■ 施策の体系

スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ① スポーツ施設の整備・充実
- ② スポーツ機会の拡充
- ③ 指導体制の強化

【施策の展開】

(1) スポーツ施設の整備・充実

- 日常生活に密着した生涯スポーツを振興していくため、スポーツ振興計画に基づき、スポーツ振興を進めます。
- 住民の利便性に十分配慮しながら指定管理者制度などの導入を検討し、町立温水プールや総合体育館などの効率的な管理・運営に努めます。
- 利用者ニーズや効率性・安全性などを踏まえ、体育施設の施設・設備の充実や計画的な更新を図ります。

- 安全対策に配慮しながら、学校開放による小・中学校のグラウンドや体育館などの有効活用を促進します。

(2) スポーツ機会の拡充

- スポーツフェスティバルや各種スポーツ教室、ニュースポーツ大会などの開催を進め、スポーツに親しむ機会を拡充します。
- 体育協会などとの連携を図りながら、幅広い年齢層が参加できる軽スポーツの普及やスポーツ企画の充実を図ります。
- 多目的運動場などの整備とあわせて、町外のスポーツ団体やプロスポーツ選手などとの交流を促進します。
- 年間を通じた各種スポーツ教室の充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブとの連携により、町民のスポーツ機会の充実に努めます。
- 体育協会専門部やスポーツ少年団による競技スポーツ教室や大会の開催、各種目の入門教室などの充実を図ります。
- 保健や福祉、民間団体と連携を図り、既施設等を利用した健康増進の運動指導や介護予防プログラムなどの整備を進めます。

(3) 指導体制の強化

- 体育協会などの協力を得ながら、競技スポーツから健康づくりまで幅広いニーズに対応できる指導者やリーダーの育成・確保、人材登録体制の整備を進めます。
- 講習会や研修会への参加を支援し、種目に応じたリーダー及び指導者の養成を図ります。
- 各種スポーツ団体間の交流を促進すると同時に、プロスポーツ選手との交流機会を拡充するなど、競技スポーツを視野に入れた指導体制の向上に努めます。

第3節 子ども達への教育の充実

1. 就学前教育の充実

【現況と課題】

本町には幼稚園はありませんが、隣接する市の幼稚園などに通う幼児も多くみられることから、私立幼稚園就園奨励費補助金などの支援を行っています。

人格形成の基礎となる幼児期の教育は、健全な成長を促すための重要な役割を果たします。

そこで、保護者への教育・啓発の機会を拡充しながら、家庭教育のための基本的な養育知識の普及を図る必要があります。

現在、本町では、親子で参加できる教室や家庭教育セミナーなどのほか、保健・福祉分野との連携を図りながら、子育て相談の充実や保育所による育児講座などを実施しているところです。

今後、保健・福祉分野との連携を図りながら、家庭教育や育児についての相談・指導体制を強化するとともに、保護者に対する教育機会の拡充に努める必要があります。

さらに、保育所や児童館および関係団体との連携や情報交換を促進し、就学前教育の推進体制を強化することが期待されます。

【施策の方針】

保健・福祉分野との連携を図りながら、家庭教育を支援するための相談・指導体制

を強化するとともに、地域において家庭教育を学ぶための機会を拡充します。

■施策の体系

就学前教育の充実

- ① 就学前教育体制の充実
- ② 幼児教育や相談・指導の充実

【施策の展開】

(1) 就学前教育体制の充実

- ファミリーサポーターの育成や活動を通じて、子育ての経験者の知恵や経験などを活用しながら家庭教育の支援を行うしくみを構築します。
- 子育て支援センターを設置し、育児や家庭教育に関する相談・指導に対応できる体制を強化します。

(2) 幼児教育や相談・指導の充実

- 幼稚園就園児の推移を踏まえながら、保護者に対する私立幼稚園就園奨励費補助の見直しなどを検討します。
- 家庭教育学級の充実を図り、保護者の幼児教育や家庭教育に関する知識の普及を図ります。
- 子育て支援センターの設置にあわせて、地域における育児や家庭教育に関する相談・指導の充実を図ります。
- 国の動向や保護者の意向などを踏まえ、民間による幼保一元化施設への取り組みに対する支援策を検討します。

児童・生徒数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
押原小	316	311	310	289	285	282
西条小	466	480	485	492	495	483
常永小	369	366	379	345	345	334
小学校計	1,151	1,157	1,174	1,126	1,125	1,099
押原中	474	521	525	554	542	571

資料：学校教育課(学校基本調査：5月1日)

2. 学校教育の充実

【現況と課題】

本町の義務教育施設は小学校3校、中学校1校で、平成22年4月現在、小学生が1,128人、中学生が555人となっています。

全国的には、少子化による児童数の減少が叫ばれているものの、本町では転入者の増加に伴い、児童・生徒数は増加しています。

学校施設は、平成14年度に常永小学校の新設、平成16年度には押原小学校の改築や学校給食施設の整備などを行ってきました。また、西条小学校、押原中学校の増改築・耐震改修など学校施設の整備は着実に進捗してきました。

教育内容としては、各小・中学校で教育目標を定め、確かな学力の定着をめざすとともに、児童・生徒の個性と自立性を育む教育を推進しています。

また、地域の特性を活かした創意ある教育課程の編成に取り組むと同時に、エコスクール^{*4}やオール電化・ドライ厨房の給食施設など、全国的にも先進的な取り組みを進めています。

あわせて、外国人の児童・生徒や不登校児、障がい児などへの対応を強化するため補助教員等を配置しているほか、カウンセ

ラーによる教育相談や学校間ネットワークの整備など、時代やニーズを見据えた教育環境づくりを進めてきています。

今後、各学校の特色を生かしながら、学力の定着や豊かな人間性の涵養などに努めるとともに学校と家庭、地域との連携を図り「押原教育」の良い伝統を受け継ぎ、地域・時代にあわせた「昭和教育」の実践を進めることが期待されます。

【施策の方針】

学校施設の計画的な整備を推進するとともに、個性や創造性を伸ばす教育の実践に努めます。また、研修・研究機会の拡充などによる教員や指導者の資質向上を図るほか、教育指導主事を配置し、学校と家庭、地域との連携を強化し「昭和教育」の創造と実践をめざします。

■ 施策の体系

学校教育の充実

- ① 教育環境の充実
- ② 教育内容の充実
- ③ 指導体制の強化
- ④ 昭和教育の推進
(家庭・地域と学校の連携)
- ⑤ 高等学校等との連携の促進



常永小学校



押原小学校



西条小学校

【施策の展開】

(1) 教育環境の充実

- 学校施設や教育機器の計画的な整備・充実に努めます。特に普通教室の冷房化について整備を進めます。
- エコスクール機能や地域防災施設として機能の充実を図ります。
- 児童・生徒数の推移や小・中学校のつながりなどを考慮しながら、必要に応じて、通学区域の適正化を検討します。
- 学校保健の充実や健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる児童・生徒の悩みなどに対応する体制を強化します。

(2) 教育内容の充実

- 昭和教育実践の基本理念に則した教育計画の策定や指導方針の実践を通じて、地域や学校の特色を生かした創意ある教育課程の確立を図ります。
- 教育課程の編成や授業内容の工夫などを進め、児童・生徒の理解度に応じたきめの細かい指導に努め、基礎・基本の定着による学力向上を図ります。
- 小学校での英語教育を拡充するほか、国際理解教育や情報教育、環境教育など時代環境に対応した教育内容の充実や学習機会の拡充を図ります。
- 地域の高齢者や障がいのある人との交流やボランティア活動などを通じて、思いやりの心の醸成や福祉教育の促進に努めます。

(3) 指導体制の強化

- 教育指導主事を配置し、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について指導・研究を進めます。
- 教職員の研究・研修機会の拡充や自主的な研修活動の促進に努めるほか、評価制度の充実を進め、教職員の資質や指導力の向上を図ります。

- 家庭や専門機関との連携を図り、不登校や軽度発達障がいなどへの対策を強化するとともに、健康教育や心の教育を充実し、健康で豊かな人間性を育む教育に努めます。
- 小・中学校の連携をさらに強化し、小学校から中学校へのスムーズな生活・学習の移行ができる指導体制の確立に努めます。
- 特別支援学級や通級による指導^{*5}、補助教員の加配^{*6}などにより、一人ひとりの障がいの実態に応じた適切な指導を進めます。



(4) 昭和教育の推進

(家庭・地域と学校との連携)

- 児童・生徒の安全に配慮しながら、学校を地域の情報拠点や活動拠点と位置づけ、地域のさまざまな行事や保護者の交流などに活用し、学校と家庭、地域の結びつきを深めます。
- 学校教育に関する情報提供を進めるとともに、学校開放の日の設定や授業や部活動などへの地域人材の登用など地域と連携した学校づくりを進めます。
- 学校評議員制度やPTAとの連携を図

り、地域の力を学校教育に活かす風土の醸成を進め、地域で学校教育を支える体制を強化します。

- 歴史・文化や自然、施設、人材など、地域の資源を活用した教育を進めると同時に、子ども達が地域の課題を考え、まちづくりに参加できるような学習機会を提供します。
- 学校給食センターと連携し、食育や地産地消の推進を図ります。

輝く昭和教育実践の基本理念

歴史と伝統のある「押原教育」の継承と、新しく輝く「昭和教育」の創造と実践

押原教育

父母や行政といった学校を支える地域の人々の理解と教育愛に見守られ、育まれた、燃える教師たちによる人間教育。

昭和教育

父母・家庭・行政・地域と児童・生徒・学校とが、よく理解し合い、連携し合って、

1. 安全
2. 健康
3. 学力
4. 信頼
5. 参加

をキーワード(かぎになる重要な言葉)に、教育愛に貫かれた、燃える教師たち、児童・生徒とが一体となって実現していく。知・徳・体・志の備わった人間教育。

起草2005平成17年4月1日 同年5月教育委員会協議決定

(5) 高等学校等との連携の促進

- 福祉分野や環境分野などの地域に密着した教育に対して、情報提供や学習機会の提供などを図ります。
- 大学や高等学校との連携を図り、まちづくりに関する様々なテーマについての学習・啓発の機会を拡充します。

3. 青少年の健全育成の推進

【現況と課題】

近年、青少年を取り巻く社会環境の変化は、青少年の心身にさまざまな影響を与えており、犯罪の低年齢化なども問題となっています。

本町では、青少年育成町民会議が中心となり、青少年カウンセラーや地区育成会との連携を図りながら、青少年の問題行動の防止をめざし、地域ぐるみでの育成活動を推進しています。

しかし、青少年育成町民会議の構成員の高齢化が進んでいるほか、都市化の進展などを背景に、青少年を取り巻く課題は多様化していることから、青少年育成のための体制の強化が期待されています。

また、地域によって活動に格差がみられることから、関係団体の理解と協力を得ながら、地域ぐるみで青少年の健全な育成環境の形成に取り組む必要があります。

現在、少年活動については、各地域で行われる子どもクラブ活動やスポーツ少年団活動などがみられます。一方、青少年の活動も地域の子どものクラブ等の組織的活動から個人の趣味や嗜好を中心としたスポーツやお稽古ごとなどの個人活動に移行してきています。そのため、青少年育成町民会議では、啓発活動や各種事業を通じて、青少年活動の充実と改革に努めています。

今後、イベント企画やボランティアなど多様な機会を活用して、青少年の参加を呼びかけるとともに、政策形成にかかわる場への参画機会を拡大し、青少年のまちづくりへの関心を高めるなど、次代を担う若者の育成に取り組むことが期待されます。

【施策の方針】

家庭や学校、地域との連携による青少年健全育成の推進体制及び健全育成環境の形成に努めます。また、青少年活動の活性化を図ると同時に、まちづくりへの参

加を促進し、次代を担う若者の育成に努めます。

■ 施策の体系

青少年の健全育成の推進

- ① 青少年健全育成推進体制の充実
- ② 青少年組織の育成
- ③ 健全育成環境の形成

【施策の展開】

(1) 青少年健全育成推進体制の充実

- 青少年育成町民会議の活性化を図ると同時に、子どもクラブやスポーツ少年団などとの連携を強化します。
- 青少年カウンセラーと地区育成会との連携を図り、青少年健全育成のための課題発見や課題解決に向けた対応の強化を図ります。

(2) 青少年組織の育成

- 子どもクラブやスポーツ少年団などの活動を促進するとともに、活動内容の充

実などの主体的な取り組みを支援します。

- 青少年組織のボランティア活動やスポーツ・文化活動を通じた異世代交流を促進するほか、まちづくりなどでの参加機会を拡充します。

(3) 健全育成環境の形成

- 中央公民館や学校、児童館、PTAなどと連携し、体験・自然学習や交流などを通じて、生きる力を育むことのできる居場所づくりの拡充を図ります。
- 子どもへの声かけ運動や巡回パトロールなどを推進すると同時に、警察やボランティアなどの協力を得ながら、非行や犯罪の発生する危険性の高い場所へのパトロールや子ども110番の家の設置を強化します。
- 非行や引きこもりなどの悩みや問題を抱える青少年に対して、専門機関との連携を図りながら、相談・指導のための場や機会の確保に努めます。



第2章

幸せを支えるまちをめざす

第1節

健やかな暮らしを支える
保健・医療の充実

1. 保健事業の充実

【現況と課題】

本町は総合会館（保健センター）を保健事業の拠点として、疾病の予防や早期発見、早期治療をめざし、妊産婦から高齢者までライフステージ^{※7}に応じた保健事業を進めています。

住民が心身ともに健康で自立した生活を送ることができるように支援するため、愛育会や食生活改善推進委員会などの地域組織と連携した保健事業を展開しています。

母子保健では、子どもの発達段階にあわせて乳幼児健康診査や育児相談などを行っていますが、核家族化や女性の社会進出などにより、育児を取り巻く環境は著しく変化してきています。そのため、子どもの健全育成に向けて、子育て支援も含めた幅広い相談と実践力の育成を行っていく必要があります。

成人・高齢者保健については、国民健康保険加入者への特定健診や後期高齢者健診、がん検診、健康相談、歯周疾患予防などを実施し、生活習慣病の早期発見・早期治療とあわせて、住民の自発的な健康管理意識の高揚に努めています。しかし、特定健診の導入によりがん検診の受診者数が激減していることと、受診後のフォローが課題となっています。また、高齢化の進展を踏まえ、介護予防の強化を図る必要があることから、健康増進計画の着実な推進により中高齢者の健康管理意識の高揚に努めながら、健康寿命の延伸を実現する必要があります。

近年、新型インフルエンザ、結核や百日咳、麻しんなど、新興感染症や再興感染症の対策が課題となっています。本町では、外国人就労者も少なくないことから、国際化や社会環境の変化に伴う感染症の動向などを見据え、関係機関との連携を図り、危機管理の対応を強化する必要があります。

【施策の方針】

保健と医療・福祉、教育との連携を図りながら、ヘルスプロモーションの考え方のもと、個人が健康をコントロールできる能力を備え、個人をとりまく環境が健康になるよう改善する事を2つの柱とし、ライフステージに応じた健康づくりを促進します。また、健康増進計画の着実な推進を図り、住民の健康の維持・増進に努めます。

■ 施策の体系

保健事業の充実

- ① 母子保健の推進
- ② 成人保健の推進
- ③ 高齢者保健(介護予防)の推進
- ④ こころの健康対策の強化
- ⑤ 感染症等の予防対策の充実

【施策の展開】

(1) 母子保健の推進

- 妊婦健康診査事業や乳幼児健康診査の充実を努めるとともに、愛育会などの声かけや見守りにより、健康診査への受診勧奨や地域の中での母子支援を進めます。
- 健康診査の結果や受診状況などに応じて、育児不安や発達などの事後指導の充実を努めます。また、福祉などとの連携により、子ども虐待、障害や慢性疾患を

持つ子どもへの支援策を検討します。

- 安産教室や乳幼児相談、その他各種教室の充実を図るとともに、生後4ヶ月までの電話相談・訪問指導などを強化し、きめの細かい相談・指導に努めます。
- 学校や地域との連携を図りながら、思春期ふれあい体験事業などの充実を図ります。

※ヘルスプロモーション

自らの健康をコントロールし、改善することが出来るようにするプロセスを指します。従来は「自分の健康は自分で守る」という考え方でしたが、近年「みんなの健康はみんなを守る」の考え方のもと、家族や地域も一体となって健康づくりを後押しし取り組んでいくという考え方になっています。

(2) 成人保健の充実

- 基本健康診査やがん検診などの内容の充実努めるほか、受診率向上、健診結果後のフォローなど、きめの細かい相談・指導を行います。
- 乳癌、子宮頸がんの検診の周知と受診率向上に努めるとともに、女性特有のがん予防と保健指導を充実します。
- 様々な機会を活用し、基本健康診査やがん検診の受診勧奨に努めると同時に、精密検査未受診者への指導を強化します。
- メタボリック症候群の予防を主眼に置いた、食生活・運動・たばこ等の生活習慣の改善に取り組みます。

(3) 高齢者保健（介護予防）の推進

- 介護保険事業との連携や役割分担を図りながら、転倒予防事業や低栄養改善事業などの介護予防対策を強化します。また、これら事業を通じて、閉じこもり防止などに努めます。
- 特定健診・後期高齢者健診を活用し、健

康寿命の延伸を図ります。

(4) こころの健康対策の強化

- 睡眠・休養などの実態把握に努めるとともに、睡眠・休養の必要性等について学習できる場の充実を図ります。
- こころの健康相談の窓口を拡充し、相談しやすい体制整備を図ります。

(5) 感染症等の予防対策の充実

- 感染症予防のための予防接種や高齢者の結核検診の充実努めると同時に、予防接種の接種率や受診率の向上など正しい知識の普及・啓発を進めます。また、医療機関との連携を図り、未接種者や未受診者への受診勧奨に努めます。
- 関係機関との連携を図りながら、新型インフルエンザや各種感染症、HIVなど、感染症に関する正しい知識や予防対策の普及・啓発を進めます。

2. 健康づくりと医療体制の充実

【現況と課題】

本町は「広報しょうわ」やホームページなど様々な機会や媒体を活用して、健康づくりに向けた広報・啓発を進めているほか、地域の組織の活動とあわせて健康教育を開催し、日常生活の中で気軽に実践できる健康づくりの普及に取り組んでいます。

生活習慣の変化やストレス社会などを背景に、心と体の健康づくりはますます重要な課題となっていることから、社会教育分野や、産業保健などとの連携を図りながら、健康づくりについての意識啓発に取り組む必要があります。

また、住民の健康に関する現状分析を行うと同時に、ヘルスプロモーション活動を進めるため、住民の主体性を重視し、住民が健康上好ましい生活習慣を取り入れやすいような環境づくりを推進することも重要です。

平成22年4月現在、町内には病院1施設、一般診療所18施設、歯科診療所11施設が設置されているほか、近隣には山梨大学医学部附属病院など、医療機関に恵まれた地域となっています。

今後、高齢化の進展に伴い、医療ニーズはさらに増大することが予想されることから、医療と保健・福祉との密接な連携を図りながら、地域医療体制の確立に努める必要があります。

【施策の方針】

健康づくりのための場の確保や指導者の育成などを図り、住民の自主的な健康づくり活動を促進します。また、中巨摩医師会や中巨摩歯科医師会との連携を図り、地域医療体制の一層の強化を促進します。

■ 施策の体系

健康づくりと医療体制の充実

- ① 健康づくりへの啓発の推進
- ② 心と体の健康づくりの推進
- ③ 地域医療体制の強化
- ④ 食育による健康づくりの推進

【施策の展開】

(1) 健康づくりへの啓発の推進

- 愛育会や食生活改善推進委員会などとの連携を図り、住民主体の健康づくり運動の推進と、健康についての講座や学習会などを開催し、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を進めます。
- 生活習慣に関する広報誌の活用やリーフレットの配布を通じて、健康についての正しい知識の普及に努めます。



(2) 心と体の健康づくりの推進

- 社会体育分野と連携を強化し、軽スポーツを活用した健康づくりやストレス解消法などの普及を図るほか、住民の自発的な健康づくりのための運動サークルなどの育成に努めます。
- 医療機関の協力を得ながら、思春期や中高齢期の心の健康やストレス管理に関する相談・指導体制を強化します。

(3) 地域医療体制の強化

- 中巨摩医師会や中巨摩歯科医師会との連携を図り、地域での保健・医療活動を支えるネットワークづくりを進めます。
- 中巨摩医師会や町内開業医の協力を得ながら、病診連携や保健・医療の連携などを促進します。
- 医療と保健・福祉との連携を図りながら、在宅療養などの支援体制を強化します。

(4) 食育による健康づくりの推進

- 保健センターを中心とした、栄養指導や食生活指導など各種食育に関する事業展開を検討、推進します。
- 児童館や保育所、学校などでの食育を推進し、食を通じた子どもの健全育成を

図ります。

- 子どもや高齢者、勤労者、主婦などの生活実態を把握し、具体的な食育の取り組みについての啓発・指導を実施します。
- 食生活改善推進委員会を中心とした、各地域での食育の推進に関わる各種事業を実施します。
- 地域食材の普及や地域伝統料理の料理講習会の開催などにより、食文化の継承に努めます。

第2節 次代を担う子育ての支援

1. 保育の充実

【現況と課題】

近年、核家族化の進行や女性の社会進出などにより、保育ニーズは多様化してきています。本町には公立保育所はありませんが、平成22年4月現在、民間保育所が7か所設置され、保育ニーズにあわせて、延長保育や一時保育などを行っています。

平成22年4月現在の保育所の入所定員数は580人で、保育希望者に対する定員率は100%で、転入児童や緊急性のある児童の受け入れの調整が難しい場合もあります。また、近年、低年齢児の保育希望が増加傾向にあり、保育所の協力を得ながら入所定員数の増加を促進するなどの対応が必要になっています。

また、平成17年度から、住民参加による在宅での育児支援の強化を図るため、ファミリーサポート事業を実施しています。

さらに、町内4か所の児童館では、小学校低学年(1～3年)を対象とした留守家庭児童学級(定員199人)を実施していますが、働く女性の増加に伴い、希望者は増加してきています。

そこで、児童館の増築を含め、留守家庭児童学級の定員増やファミリーサポー

ト事業の有効活用などを図る必要があります。

【施策の方針】

多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図ると同時に、ファミリーサポート事業の有効活用を進めます。また、利用者の動向を踏まえながら、私立保育所の定員数の拡大を促します。

■ 施策の体系

保育の充実

- ① 保育サービスの充実
- ② 留守家庭児童学級等の充実

【施策の展開】

(1) 保育サービスの充実

- 民間事業者の協力を得ながら、保育ニーズに対応できる定員数の確保に努めるとともに、負担の公平性に配慮した保育料の適時見直しを行います。
- 保育所での延長保育や一時保育、特定保育などを拡充し、多様な保育ニーズへの対応を図ります。
- 登録したサポーターによるファミリーサポート事業を推進し、住民相互の支えあいによる育児を推進します。また、ファミリーサポート事業を活用し、訪問による病後児保育などを進めます。

(2) 留守家庭児童学級等の充実

- 児童館での留守家庭児童学級を充実すると同時に、ニーズにあわせて必要な設備や指導員の確保に努めます。
- 保護者や地域住民などの参画を促進しながら、留守家庭児童学級やその他児童館事業の充実を進めます。
- 学校との連携を図りながら、児童館において、小学生と中学生、高校生などの異世代交流を図ります。
- NPO 法人との連携を図り、障害児放課



後支援事業や一時預かり事業の充実に努めます。

2. 子育て支援体制の充実

【現況と課題】

子育ての責任は家庭が担うことが基本ですが、家庭や地域における子育て機能が低下し、子育てに対する不安や負担感の増大、さらには児童虐待などが問題となっています。

本町では、昭和町次世代育成支援地域行動計画に基づき、住民ニーズに応じた総合的な子育て支援施策を推進しています。

現在、福祉課といきいき健康課では、保育をはじめ、子育てにかかわる様々な悩みや不安に対して随時、相談・指導を行っています。しかし、子育てニーズは多様化していることから、子育てに関する様々な支援を行う拠点の確保を計画しています。

また、児童館では留守家庭児童学級を行っていますが、留守家庭児童学級以外の小学校児童の利用や中学生などの居場所としての活用が期待されています。そのた

め、子育て支援の拠点として、児童センターでの事業を展開します。

さらに、児童虐待の防止は大きな課題となっていることから、関係機関との連携を図りながら、要保護児童対策協議会の構築を進めています。

【施策の方針】

昭和町次世代育成支援地域行動計画の着実な推進を図るとともに、庁内関係部署や関係機関との連携を強化し、総合的な子育て支援体制の構築をめざします。

■ 施策の体系

子育て支援体制の充実

- ① 子育て支援ネットワークの充実
- ② 子育て意識の普及・啓発
- ③ 子育てしやすい地域環境の整備

【施策の展開】

(1) 子育て支援ネットワークの充実

- 保健・医療や福祉、教育などの関係機関とのネットワークを強化し、子育て支

援のための課題解決や情報交換に努めます。

- 要保護児童対策協議会の活動を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応、事後フォローなどの総合的な対策を進めます。

(2) 子育て意識の普及・啓発

- 児童館や保育所、学校との連携を図り、中学生や高校生を対象とした体験活動を拡充するなど、次代の親となる世代への啓発活動を進めます。
- 子育て中の親を対象とした育児サークルなどの活動を支援し、子育てに関する自発的な学習や情報交換の拡充に努めます。
- 子育てにかかわる住民組織の活動を支援するほか、ボランティアの協力を得ながら、外国人の子育て支援の充実に努めます。

(3) 子育てしやすい地域環境の整備

- 児童館施設・設備の充実に図り、子育てに関する相談や情報提供、親子の交流機会の確保など、子育て支援の総合的な拠点を確保します。
- 児童館や小学校を活用するほか、公園整備、公園遊具の適切な修繕・整備に努めるなど、子どもの安全な遊び場を提供します。
- 防犯パトロールや防犯に関する情報提供を充実し、安全に遊び、学ぶことのできる環境づくりを進めます。

第3節

いきいきとした福祉社会の形成

1. 高齢者福祉の推進

【現況と課題】

平成22年4月1日現在、本町の高齢化率は16.0%で、県平均や国に比べて、緩やかな伸びとなっています。

介護サービスについては、昭和町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、円滑なサービス提供を促進しています。要介護・要支援認定者は年々伸びており、介護サービスの効果的な利用を促す一方、介護予防対策や重度化防止対策などを強化し、介護保険財政の肥大化を抑制する必要があります。

今後、介護サービスの計画的な拡充とあわせて、地域住民の支えあい活動の促進や高齢期の暮らし方などに対する意識啓発なども求められます。現在、社会福祉協議会が「いきいき・ふれあいサロン」を実施し、閉じこもりの防止や介護予防に努めています。また、いきがいクラブ活動や公民館などでの活動の支援などを通じて、高齢者の自主的・創造的な余暇活動の機会を提供しています。

(社) 峡中広域シルバー人材センターは、高齢者の生きがい就労の機会を提供するなど、活力ある高齢社会の構築を図っています。

今後、これらの活動を通じて、住民相互の支えあいなども促しながら、高齢社会に対応できるまちづくりに取り組む必要があります。

【施策の方針】

高齢期の過ごし方などについての啓発活動を強化するとともに、認知症対策を含めた介護サービスの充実に図ります。また、介護予防対策を強化し、日常生活での自

立の維持に努めます。さらに、いきがいクラブ活動などを支援するとともに、高齢者の豊かな知識や経験を生かしながら、地域での多様な生きがい活動の機会を拡充します。

■ 施策の体系

高齢者福祉の推進

- ① 高齢社会に向けたしくみづくり
- ② 介護予防・認知症対策の強化
- ③ 介護サービスの充実
- ④ 生きがい対策の推進

【施策の展開】

(1) 高齢社会に向けたしくみづくり

- 高齢期の健康づくりや介護予防を考える学習機会、広報活動を充実し、健やかな長寿時代を送るための意識啓発を強化します。
- 地域での見守り活動や声かけ運動などを促進し、身近なコミュニティでの支えあいのしくみづくりを進めます。
- 老人福祉センターなどの有効活用を図るとともに、安全面や利用者ニーズなどを踏まえて、必要な設備の改善・整備に努めます。

(2) 介護予防・認知症対策の強化

- 地域包括支援センターの整備や地域支援事業などを推進し、地域での介護予防事業の推進を図ります。
- 社会福祉協議会などとの連携を図りながら、外出支援サービスや配食サービスなどの生活支援サービスを進めます。

- 徘徊探知機器の無償貸与を検討するほか、認知症サポーターの養成を推進し、認知症対策の充実を図ります。

(3) 介護サービスの充実

- 介護保険事業計画の着実な推進を図り、居宅サービスや施設サービスの質、量の確保に努めます。
- 介護保険サービスの適切な利用を促し、身体機能の維持や重度化の防止に努めます。
- 県などとの連携を図り、民間の介護サービス事業者への適切な指導を行いながら、良質な介護サービスの確保に努めます。

(4) 生きがい対策の推進

- 趣味活動やレクリエーションなどの多様な活動を支援し、魅力あるいきがいクラブづくりを促進します。
- 生涯学習分野などとの連携を図りながら、学習・文化活動や趣味活動などでの高齢者の自主的なサークル活動を支援します。
- (社) 峡中広域シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者のための多様な就労機会の創出に努めます。
- 環境保全や学習・文化、子育て支援などの分野での高齢者のボランティア活動を促進するとともに、ボランティア活動を通じた異世代交流の機会を拡充します。
- ウォーキングや軽スポーツなど、高齢者の体力や健康状態に応じた多様なスポーツ・レクリエーションの機会の拡充に努めます。

高齢化の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
65歳以上人口	1,895人	1,969人	2,074人	2,142人	2,237人	2,320人	2,418人	2,558人	2,667人	2,740人
高齢化率	11.54%	11.96%	12.40%	12.60%	12.94%	13.26%	13.69%	14.36%	14.97%	15.39%
総人口	16,410人	16,462人	16,720人	16,995人	17,281人	17,494人	17,656人	17,808人	17,811人	17,797人

資料：福祉課

2. 障がい者（児）福祉の充実

【現況と課題】

本町での障がい者に対する福祉サービスについては、平成14年度から精神障害者居宅生活支援事業を実施し、精神障がい者に対する在宅サービスや相談を行っています。

平成15年度からは支援費制度が導入され、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する措置制度から、利用者の自己決定を基本とした支援費制度へと改められています。

平成18年度からは、障がいのある人が自立した生活を営むことができるように必要な支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず安心して地域で暮らすことのできる社会を実現することを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

本町では、町独自の身体障がい者相談員の配置や社会福祉法人への相談事業の委託などを行っているほか、障害者福祉会などの当事者団体の活動を支援し、障がい者の視点にたった生活援助に努めています。また、居宅サービスの充実が課題となっているほか、入所施設の確保や退所後の受け皿づくりを進める必要があります。

障がい者の社会参加では、障がい者授産施設や心身障がい者小規模作業所において、就労を通じた参加・交流を促進しているほか、障がい者スポーツ交流会や障が

い者社会見学バス事業などを行っています。今後、障がい者の社会参加を促進するため、民間事業者の理解を得ながら就労の機会の拡大を図るとともに、地域での交流機会を拡大し、障がいの理解につなげることも望まれます。

【施策の方針】

居宅・施設サービスの充実に努めるとともに、居宅サービスの効果的な利用を促進します。また、地域での参加・交流を促進し、障害の有無にかかわらず、地域とともに暮らすことのできる環境づくりをめざします。

■ 施策の体系

障がい者（児）福祉の充実

- ① 居宅サービスの充実
- ② 施設の整備
- ③ 自立と参加の促進

【施策の展開】

（1）居宅サービスの充実

- 障害者福祉計画を策定し、在宅の障害のある人に対してホームヘルプサービスやデイサービス、補装具の給付などの計画的な整備・充実を図ります。
- 身体障がい者・知的障がい者相談員、民生委員・児童委員との連携を図りながら、ニーズの把握や情報提供、相談・指導を充実します。また、必要に応じて、ケアマ



ネジメント[※]へつなげるなど適切なサービス提供のためのしくみを強化します。

- 居宅サービスやその他関連制度に関する情報提供を進めるとともに、地域での相談窓口の周知に努めます。
- 福祉と保健・医療との連携を図りながら在宅精神障がい者への相談・指導を充実するとともに、ホームヘルプサービスなどの居宅生活支援事業の拡充に努めます。
- 保健センターにおいて、子どもの発達や成長面での不安・悩みについての相談に応じるほか、中北保健福祉事務所との連携により、難病患者への相談・指導の充実などに努めます。
- 保健施策との連携を図りながら、障がいの原因となる疾病予防に努めるほか、生活支援のための相談・援助の充実を図ります。

(2) 施設の整備

- 広域的な調整と連携を図りながら、自立訓練や就労移行支援など、障がいのある人を地域生活に移行させるための施設整備を働きかけます。
- 障がい者授産施設や心身障がい者小規模作業所などへの支援を行うと同時に、利用者の動向を見据えながら、必要な設備などの充実を支援します。

(3) 自立と参加の促進

- 障害者福祉会や心身障害児者父母の会など当事者団体の活動を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。
- 文化活動やスポーツ・レクリエーションを通して、地域における参加・交流を促進します。また、参加・交流の機会を活用し、住民の障がいに対する理解を促します。
- ボランティアや当事者団体との連携を図りながら、地域での交流機会の創出に努めます。
- 障がい者の雇用の促進等に関する法律

(障害者雇用促進法)に基づき、広報・啓発活動を強化しながら障がい者の雇用を促進し、障がいのある人の自立を支援します。

第4節 安定した暮らしの確保

1. あたたかな福祉風土の醸成

【現況と課題】

地域での支えあいや孤立感の解消や安心感の創出など、住民の暮らしにとって大きな役割を果たしています。現在、本町では、24のボランティア団体が活動し、子育て支援や手話講座をはじめ、「ふれあいランチ」や「スポーツふれあいサロン」、「いきいき・ふれあいサロン」などの社会福祉協議会事業へ積極的に協力しています。

社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、「いきいき・ふれあいサロン」などの事業を活用し、住民の自主的なボランティア活動の拡大に努めているほか、ボランティア交流会や先進地視察などを行い、ボランティア団体相互の連携や学習機会の提供に努めているところです。

しかし、一部ではボランティアの高齢化もみられることから、ボランティアの体験機会などを拡充しながら、新たなボランティアの育成・確保を図る必要があります。地域で安心して生活できる環境づくりを進めるためには、小地域での支えあい活動やボランティア活動の輪をさらに拡大していくことが期待されます。

そこで、社会福祉協議会の活動を支援し、学校や地域での福祉教育の推進に努めるとともに、小地域を単位とした組織的な福祉活動を促進する必要があります。

さらに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、ボランティア、行政との連携を図り、生活支援ニーズの把握からサー

ビス提供までのしきみを強化するなど、地域福祉のための条件整備を進めることなどが期待されます。

【施策の方針】

社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会との連携を図りながら、福祉意識の普及・啓発に努めるとともに、地域福祉を進める体制づくりに努めます。また、だれもが気軽にボランティア活動に参加できる条件整備を進めます。

■ 施策の体系

あたたかな福祉風土の醸成

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 地域ケアサポート体制の強化
- ③ ボランティア活動の促進

【施策の展開】

(1) 福祉のまちづくりの推進

- 異世代交流や障がいのある人との交流機会を拡充し、支えあい意識の醸成やノーマライゼーション理念の普及に努めます。
- 民生委員・児童委員の活動を促進し、地域での相談・指導体制の充実に努めます。
- 山梨県障害者幸住条例に基づき、公共施設などのバリアフリー化を進めるとともに、新たな公共施設や公園整備に当たっては、ユニバーサルデザイン^{※9}の導入に努めます。

(2) 地域ケアサポート体制の強化

- 住民の参加と協働を図りながら、地域福祉計画の推進に努めます。また、進捗状況を定期的に評価し、必要な改善を行うしきみを構築します。
- 住民やボランティア団体、NPO 法人、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、当事者団体などとの連携を強化し、福祉ニーズの発見からサービス提供まで

を総合的に支えるネットワークを構築します。

- 保健、医療、福祉、教育、その他生活関連分野の連携を図りながら、情報の共有化や迅速なサービス提供に努めます。
- 地域ケア会議などを活用しながら、福祉サービスのニーズを有する人への適切なサービス提供を図るほか、生活状況に配慮した総合的な支援体制づくりに努めます。

(3) ボランティア活動の促進

- 健康づくりや生きがいづくりなどを支えるボランティアの確保に努めると同時に、外国人にも配慮したボランティア育成のための研修や体験活動の機会を充実します。
- 社会福祉協議会や福祉施設などとの連携を図りながら、学校や地域での福祉教育を進めると同時に、ボランティア活動を通じて子どもの頃から福祉の心を育む機会を拡充します。
- ボランティアの組織化を支援するとともに、ボランティア活動の助言相談、調整などを行う指導者の育成に努めます。
- 研修会の開催や広報紙の発行により、ボランティア活動についての情報提供や福祉についての啓発活動に努めます。

2. 生活福祉と社会保障の推進

【現況と課題】

本町の母子世帯数は、近年の結婚・家族についての価値観の変化などを背景に増加しています。父子世帯については、保育所の入所時や小学校への就学時などの機会を活用して把握に努めていますが、的確な把握は難しい状況です。

本町は、母子家庭に対して、制度などの相談を随時実施していますが、対象世帯が増加していることから、今後、民生委員・児童委員との連携により、自立に向

けた相談・指導を一層強化する必要があります。

介護保険制度では、介護サービスのニーズが増加していることから、介護保険財政の安定化が課題となります。そこで、介護予防や要介護状態の重度化の防止、保険料の適正徴収に努め、負担と給付のバランスに留意しながら、介護保険事業の効率的な運営を進める必要があります。

国民健康保険制度については、高齢化に伴う老人医療費が増加し、医療費の適正化が課題となってきています。そのため、診療報酬明細書の点検や滞納対策を進めてきていますが、今後も国民健康保険制度の財政基盤の安定化に向けた対策を強化する必要があります。

国民年金制度は老後を支える大きな柱ですが、厳しい経済状況や若者の将来的な年金給付への不安などにより、年金保険料の未納対策が課題となっています。そのため、本町は役場内の関係窓口をはじめ、様々な機会を活用し、制度の周知に努めています。

今後も、関係機関との連携を図りながら、将来の無年金者の防止に向けて、国民年金制度についての理解を深める必要があります。

低所得者福祉では、長引く景気低迷などを背景に、生活保護受給者数は増加傾向にあり、一度受給すると自立更生までにかかなりの期間を要しているのが現状です。そのため、民生委員・児童委員をはじめ関係機関との連携を図りながら、自立に向けた生活・就労指導の強化や関連施設の有効活用を進める必要があります。

【施策の方針】

ひとり親家庭の精神的不安の解消を図るとともに、生活の安定化に向けた指導・相談の充実に努めます。また、介護保険制度の効率的な運営と保険料の適正徴収に努め、円滑な制度の運営を進めます。さらに、医療費の適正化を促進し、高齢

者医療制度や国民健康保険財政の健全化を図るほか、低所得世帯の自立更生を促進します。

■ 施策の体系

生活福祉と社会保障の推進

- ① ひとり親家庭福祉の充実
- ② 低所得者福祉の推進
- ③ 介護保険制度の推進
- ④ 国民健康保険制度等の推進

【施策の展開】

(1) ひとり親家庭福祉の充実

- 民生委員・児童委員や自治会などの連携を図りながら、ひとり親家庭の実態把握に努めます。
- 民生委員・児童委員などによる相談・指導を充実し、ひとり親家庭の日常生活での心配事や精神的不安の解消に努めます。
- 母子寡婦福祉会の活動を支援し、ひとり親家庭の相互交流などを通じて、自立を促進します。
- ひとり親家庭への医療費や保育料などの負担軽減を図り、自立のための生活支援に努めます。

(2) 低所得者福祉の推進

- 民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、援護ニーズの把握や各種制度の有効活用を進めます。
- 生活指導や就労指導の充実に努め、生活の自立に向けた活動を支援します。
- 既存の福祉施策の有効活用などにより、経済的に困窮している家庭での子育てなどを支援します。

(3) 介護保険制度の推進

- 介護予防事業を推進するほか、保険料負担のあり方についての広報・啓発活動を強化し、介護保険財政の健全な運営に

努めます。

- 関係機関との連携により、介護保険制度やサービスについての相談・情報提供の充実を図るとともに、相談や苦情への適切な対応に努めます。

(4) 国民健康保険制度等の推進

- 特定健診・特定保健指導の実施率の向上を推進し、疾病の早期発見・予防に努めるとともに、適正な受診と健康管理意識の高揚を促し、医療費の適正化

を促します。

- 国民健康保険制度や高齢者医療制度についての広報・啓発活動を推進し、納付意識の向上を図るとともに、口座振替の促進や窓口での納付相談など、納付しやすい条件整備を進めます。
- 国民年金制度については広報・啓発活動への積極的な協力や関連窓口での情報提供などにより、未加入者の防止に努めます。



第3章 活気のあるまちをめざす

第1節 活力ある商工業の振興

1. 商業の振興

【現況と課題】

本町は交通立地に恵まれていることから、大規模商業施設やコンビニエンスストア、外食産業の出店が続いています。平成23年3月には、県下最大のショッピングセンターを含む複合商業施設が開店しました。直近の商業統計調査では、事業所数は347施設、卸売業を含む年間販売額は約1,588億円に達し、甲府市に次いで県内2位の販売額規模となっています。

町では商工会を中心に、中小商業者に対する個別や集団の講習会、各種制度の普及と活用をはじめ、経営アドバイザーなどがきめ細かい経営支援を行っています。また、「一店逸品事業」、「利子補給制度」等を通じて会員を支援しています。

しかし、大規模商業施設の進出を背景に、来町者の増加により事業機会が拡大する一方で、競争の激化により中小商業者の経営環境が厳しさを増すことも予想されるため、土地区画整理事業などにあわせて、魅力的な賑わいの場として商業・サービス街区の形成を図りながら、地元商業者の事業領域を確保することなどが求められています。

商業の推移

	平成16年	平成19年	平成21年
販売額	11,082,230	15,878,889	—
店舗数	367	347	404
従業員数	3,115	2,929	3,306

さらに、商工会やその他関係機関との連携を強化し、中小商業者の経営改善、経営革新への取り組みや本町で特に多い創業者の支援なども必要となります。

【施策の方針】

商工会と連携を図りながら、商業活動の活発化を促すとともに、土地区画整理事業などを活用しながら、大型小売店と中小商業者がともに活躍することのできるバランスのとれた商業振興をめざします。大型店への集客効果を、既存の中小商業者への集客につなげることのできるような魅力ある個店づくりに向けてアドバイザーの派遣などを検討します。

■ 施策の体系

商業の振興

- ① 商業の振興
- ② 商業基盤の整備

【施策の展開】

(1) 商業の振興

- 商工会との連携による経営支援や経営講習会などにより、商業者やサービス事業者の経営の改善や経営革新、商業を担う人材の育成などに努めます。
- 国、県などの融資制度や各種資金制度の周知や有効活用を促進し、経営の安定や魅力ある個店づくりを支援します。

資料：H16～H19 商業統計調査 H21 経済センサス基礎調査

- 商工会との連携を図りながら情報の発信に努め、SHIFT(簡易ホームページ)や甲斐もの市場などインターネットを活用した販売活動の支援を進めます。

(2) 商業基盤の整備

- 沿道商業機能が集積している地域については、バリアフリー化、街路灯の整備など安全・安心な町づくりをめざし、快適な買い物環境の整備に努めます。

2. 工業の振興

【現況と課題】

本町の工業は県内最大規模の国母、釜無の両工業団地を中心とした、電子部品や半導体デバイス、機械部品製造業などの先端技術産業の工場が立地しています。

しかし、ここ数年の中小製造業は、長引く不況、下請再編成、原油・原材料高や円高、生産拠点の海外シフト、中国や東アジア地域の台頭など厳しい状況にあります。このような状況の中で、これまで培ってきたものづくりの技術などの強みを活かしながら、企業間の連携による付加価値の向上を図るとともに、時代に即した新製品や新技術の開発等が求められています。

そのため、商工会では工業部会を中心に、仮想工業団地「風林火山ビジネスネット」に加盟し、取引拡大に努めています。

町でも、商工会との連携を図り、経営・技術等の診断や経営アドバイザーによる経営相談・支援、資格取得講習会などの各種講習会を実施し、中小製造業者の経営力の向上に努めています。

今後、電子商取引の積極的な導入や共同受注グループの構築など、中小企業の自助努力を積極的に支援していくことが課題となります。

また、国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用し、「中小企業ものづくり研究開発支援事業」の新たな支援も行っています。

一方、土木建設業は、住宅着工件数の減少や公共工事の減少などで、住宅公園を中心とした大手ハウスメーカーや中小工務店、中小土木業者など、いずれも厳しい経営環境にあります。

町も商工会とともに、中小事業者の共同化などによる受注の確保などに努める必要があります。

【施策の方針】

商工会との連携を図り、既存の中小工業者の育成や企業間の連携を促進するとともに、優良企業の誘致を進めます。

■ 施策の体系

工業の振興

- ① 中小企業の育成
- ② 企業誘致の促進

【施策の展開】

(1) 中小企業の育成

- 商工会をはじめ商工指導団体や県工業技術センターなどの協力を得ながら、新技術や時代に即した経営改善などについての研究・研修機会を開催します。
- 町と商工会との連携を密にし、工業団地企業との情報交換の場を増やし、その支

工業の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
出荷額(円)	15,932,334	15,243,136	15,627,573	17,831,633	19,783,351	20,421,945	22,340,978	21,898,784	16,985,583
事業所数	67	61	59	56	57	57	64	59	55
従業員数	4,695	4,463	4,127	3,907	4,045	4,086	4,505	5,444	5,984

資料：工業統計調査(4人以上製造事業所対象)



釜無工業団地



国母工業団地

援策について検討します。

- 国、県などの融資制度や各種資金制度の周知や有効活用を促進し、経営の安定や技術力の向上などを支援します。
- 「風林火山ビジネスネット」やSHIFT(簡易ホームページ)などの活用を促進し、インターネットによる企業間取引の拡大を図ります。さらに、町民や生徒、児童などの町内工業団地の見学や職場体験学習などの機会を設け、企業理解と雇用につなげる場の提供を行います。
- 商工会と連携し、中小製造業の経営改善に向けた5S(整理・整頓・清潔・清掃・しつけ)や中小建設業等の受注機会の拡大など業種別の支援の充実を図ります。

(2) 企業誘致の促進

- 山梨県地域産業活性化協議会の実施する企業誘致セミナーなどに積極的に参加し、工業団地の優れた立地環境などの情報提供や広報活動を強化するなど、工業団地内の企業が転出した際の企業誘致対策を進めます。
- 企業立地に伴う関連道路などの周辺環境対策を強化し、企業が進出しやすい条件整備に努め、県の制度とあわせて町の助成制度も充実させます。

第2節 持続する都市近郊型農業の展開

1. 農業基盤の整備

【現況と課題】

本町の耕地面積は232haで、これまで県営ほ場整備事業などにより基盤整備を進めてきています。しかし、農業従事者の減少や産業としての農業の位置づけの変化などを背景に、農業のあり方は変化しています。そこで、農地のもつ多面的機能を活かし、自然環境に配慮した、かんがい排水施設整備と、農道整備や用排水路整備を進めています。

本町では、都市化の進展に伴い、優良農地を含む土地利用の転換を求める意向も少なくありません。そのため、生産性の高い集団農地の維持・確保に向けて、農用地利用集積計画を推進しています。

本町の農家数は350世帯ですが専業農家数は42戸にとどまっており、新規就農者もあまりみられないことから、農業従事者の高齢化が進んでいます。今後、農業の担い手の高齢化や農業後継者の不足といった要因から、遊休農地の増加が懸念されます。

そこで、農業振興の拠点施設となる施設の設置に向け検討に入っています。

今後、地域ぐるみの組織化を進めながら、農作業受委託の促進や農作業の省力化を進めるとともに、認定農業者制度の推進及び農用地利用集積を通し担い手となる経営体の育成を図る必要があります。

また、退職後の農業経営の継承も考えながら、中巨摩東部農協や中北地域普及センターなどの関係機関や中核農家による指導体制の強化が求められます。

さらに、企業、NPO法人などへの農地貸付けを含め、新しい経営の創出を検討することも課題となります。

【施策の方針】

これからの農業についての長期的な展望を踏まえ、農地の多面的機能を考慮した、農業基盤整備を図ります。また、多機能型農産物直売所の建設に向けての具体的な検討や農作業受委託の促進や農用地利用の集積を図り、生産の合理化や担い手の育成を進めます。

■ 施策の体系

農業基盤の整備

- ① 農業基盤の整備
- ② 生産の合理化と担い手の育成

【施策の展開】

(1) 農業基盤の整備

- 都市的土地利用との調整を図りながら、農業振興を図るべき集団的な農用地の保全に努めます。

- 老朽化している農道・用排水路の改修を順次計画的に進め、農業生産基盤の維持を図ります。

- 消費者の意識や農家の意識・営農状況、土地条件など農業に関する現状を踏まえ、地域の特性を考えた農業振興方針を確立します。中巨摩東部農協と連携し、農業振興の拠点施設となる多機能型農産物直売所の建設を推進します。また、高齢化している農業者のため、農作業の受委託のあり方などについて検討します。

(2) 生産の合理化と担い手の育成

- 農業経営の効率化のため、機械化による省力化技術の導入などを支援します。
- 認定農業者による農用地の利活用を促進するとともに、その生産技術や経営力などを活かした指導・育成により、地域の農業集団組織の確立・育成や農業の担い手育成を進めます。

2. 都市近郊型農業の推進

【現況と課題】

平成17年の農業産出額は4億6千万円で、施設野菜及び露地野菜を中心に収益性の高い都市近郊型農業が展開されています。

また、食の安全性を求める消費者ニーズを踏まえて、れんげの種の配布による緑肥での土づくりや中巨摩東部農協の「甲斐のこだわり環境農産物」の認証機関化など、環境に配慮した農業に努めることにより、市場での優位性の確保を図っています。加えて、地産地消の促進に向けて、中巨摩東部農協昭和支店直売所での地元野菜の販

農家数の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	470	416	400	350
専業農家	75	48	45	42
兼業農家	395	368	355	308

資料：環境経済課



売や、学校給食への地元産米、野菜の供給などに力を入れています。

今後、関係機関と連携を深め、農業研究会連絡協議会や農協野菜部会などへの支援を通して、特産品の振興を図ると同時に、環境にやさしい農業を推進します。

さらに、認証制度やトレーサビリティ^{※10}によるブランドイメージの向上やインターネット活用、直売所の確保など、流通チャネルの拡大が課題となるほか、地産地消活動などにより地元での消費拡大などに努めることが望まれます。

【施策の方針】

特産品の振興や地産地消への取り組みを強化し、多機能型農産物直売所の建設に向け、具体的な検討に入ります。また認証制度やトレーサビリティなどにより、消費者ニーズに応える環境保全型農業の展開や環境にやさしい農業を推進します。

■ 施策の体系

都市近郊型農業の推進

- ① 地域と連携した農業の育成
- ② 環境保全型農業の振興

【施策の展開】

(1) 地域と連携した農業の育成

- 水田転作に伴う重点作物の生産奨励を図るとともに、特産野菜の確立や産地直送による新たな販路の拡大に努めます。
- 中巨摩東部農業協同組合の直売所のPRを推進し、消費拡大を図るとともに、学校給食への地元農産物の導入拡大を促進します。
- 商業サービス街区の形成とあわせて、都市農業の振興を図るため、多機能型農産物直売所の設置を検討し、農業に関連するイベントや農業者と消費者が交流できる機会の確保に努めます。
- 園芸講座「一坪農園」やハーブ教室、遊休農地を利用した野菜づくり教室、どろんこまつりなどにより、農業体験や交流の促進を図ります。
- 市場情報を的確に把握するとともに、中巨摩東部農業協同組合との連携によるトレーサビリティ・システムを検討します。

(2) 環境保全型農業の振興

- 農業が自然循環機能の維持・保全に果たす役割や意義などについて、広報・啓発活動を進めます。また環境保全型農

業の展開や環境にやさしい農業を推進します。

- 地域との連携による農地保全のあり方など、農業の多面的機能の活用や環境と調和の方法などを検討します。
- 給食センターや家庭などの生ごみの堆肥化やその活用を進め、有機物導入による土づくりを進めます。
- レンゲ種の配布により水田の土づくりの推進を図るとともに、美しいほ场景観の形成に役立てます。

第3節 可能性を高める雇用・起業の支援

1. 雇用・労働対策の推進

【現況と課題】

厳しい経済状況を踏まえて、県は平成21年度から緊急雇用創出基金を設置し、地域の実情に応じた雇用・就業機会の創出に努めてきました。しかし最近の雇用情勢については改善の見込みは不透明で、県の有効求人倍率は平成21年度は平均0.43となっております。高校、大学の新規卒業者の就職率も厳しいまま推移しています。

本町では、甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）や（社）峡中広域シルバー人材センター、「ジョブカフェやまなし」などの協力を得ながら、雇用・就業についての情報提供などを行っています。今後とも、関係機関と連携を強化しながら、情報提供や相談・指導機会の充実に努める必要があります。

急速な技術革新や企業経営の効率化などを背景に、労働者に求められる職業能力も急速に変化しています。そのため、本町では県就業支援センターや職業訓練学校などとの連携を図り、雇用・就業についての情報提供に努めています。

勤労者福祉については、町と中央労働金庫が提携し、勤労者にマイホーム資金を

低利で融資する昭和町マイホームローン制度をはじめ、セーフティネット制度による認定業務の事務の迅速化などの努力をしています。

今後、関係機関との連携を図りながら、雇用・就業機会の確保に努めるほか、労働環境の向上により、安定した暮らしの確保を支援することが求められます。

【施策の方針】

関係機関との連携により、雇用・就業に関する情報提供や技術・技能の習得機会の拡大に努めるほか、事業者への法制度の周知などを通じて、労働環境の向上を促します。

■ 施策の体系

雇用・労働対策の推進

- ① 人材の確保・育成
- ② 勤労者福祉の充実

【施策の展開】

（1）人材の確保・育成

- 企業や学校などとの連携を図りながら、就職相談やインターシップ制度などの機会を拡充します。
- 峡中広域シルバー人材センターとの連携を図り、高齢者の就業ニーズや相談体制の整備に努めます。

（2）勤労者福祉の充実

- 国や県との連携を図り、雇用や就業条件などに関する相談体制の充実に努めます。
- 勤労者住宅融資要綱による住宅建築資金の支援を継続します。
- 関係機関と連携し、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、障害者雇用促進法などの周知を図り、商工会等を通じ、町内企業の雇用情報などを収集・提供します。

- 関係機関と連携し、パート・アルバイトや外国人就業者などの就労条件の周知を図り、不当な扱いや不利益の防止に努めます。

2. 起業の支援

【現況と課題】

産業社会が成熟期を迎えつつある中で、消費者の潜在的需要を掘り起こし、新しい需要と雇用を創出する取り組みが求められています。このような産業はサービス業を中心に広がっており、福祉や環境など地域に密着した事業の創出が目立ちます。

本町では小規模企業者小口資金融資促進条例、利子補給制度などで支援を行っているほか、県や財団法人やまなし産業支援機構では、新規開業や独立創業、新分野への進出など、様々な支援を行っています。

さらに、現在、町内では、障害児の生活支援や高齢者への福祉サービス、IT技術習得支援などの分野で、NPO法人による活動が展開され、まちづくりにおける課題解決の一翼を担っています。

今後、関係機関との連携を図り、起業・創業に関する相談・指導や研修機会の提供に努め、地域課題の解決やコミュニティの活性化につなげることなどが期待されます。

【施策の方針】

関連する制度や施策の有効活用を促進し、住民による起業・創業を支援すると同時に、地域に根ざしたコミュニティビジネスの育成に努めます。

■ 施策の体系

起業の支援

- ① 起業者の育成
- ② 地域ビジネスの育成

【施策の展開】

(1) 起業者の育成

- 関係機関と連携し、起業・創業に向けた情報提供や相談、学習機会などを拡充します。
- 広域的な連携を図り、起業家相互の交流機会や異業種交流の機会を創出し、事業推進のためのネットワークづくりを支援します。
- 福祉関連団体などのNPO法人化に向けた取り組みを支援します。

(2) 地域ビジネスの育成

- 指定管理者制度や業務委託の促進などの機会も活用しながら、地域の事業者やNPO法人などの育成に努めます。
- 既存の融資制度などを有効活用するほか、空き店舗や公共的なスペースの利活用などを図りながら、福祉や環境、リサイクルなどの地域生活に密着した事業の育成を支援します。
- 健康や福祉、環境など、まちづくりに密着した活動を行う事業者との連携を通じて、事業の健全な育成を支援します。

第4章 快適で住み心地のよいまちをめざす

第1節 調和のある土地利用と景観形成

1. 総合的・計画的な土地利用

【現況と課題】

本町は行政区域全域(914ha)が都市計画区域であり、そのうち558haが市街化区域で、市街化区域内の用途指定は工業系用途地域(工業専用地域、工業地域、準工業地域)と住居系用途地域、近隣商業地域などとなっています。

広域的には、高次都市機能が集積する甲府都市計画区域内に位置づけられ、甲府昭和インターチェンジ周辺は中心的商業・業務地として機能強化を図ることとされています。

本町はこれまで、都市化の進展の中で、11か所の土地区画整理事業による面的整備を進め、秩序ある都市形成に努めてきています。

また、平成12年度には昭和町都市計画マスタープランを策定し、市街地整備については短期及び中長期の拡大地区の設定により、市街化の動向を踏まえた計画的な市街地整備に取り組んでいます。

市街化区域編入を進めていた常永地区については市街化区域に編入し、現在、常永土地区画整理事業などを施行しています。人口増加の状況や社会情勢の変化などから、町中央部の市街化調整区域の市街化区域への編入については計画が中長期にわたることから、人の動きや産業活動など地域の実態を踏まえながら柔軟に対応する必要があります。

今後、ゆとりある居住環境の確保や農業環境の維持・確保も考慮しながら、農地・

集落を活かした整備手法の検討も含め、国土利用計画や都市計画マスタープランの見直しを進める中で、田園環境と都市生活のバランスのとれた計画的な土地利用に努める必要があります。

【施策の方針】

国土利用計画や都市計画マスタープランの見直しを図り、計画的な農地保全及び都市機能と生活環境の調和のとれた、秩序のある土地利用を進めます。

■ 施策の体系

総合的・計画的な土地利用

- ① 都市計画の促進
- ② 農地の保全

【施策の展開】

(1) 都市計画の促進

- 甲府都市計画や昭和町国土利用計画との整合性を図りながら、長期的な視点に立って、都市計画マスタープランの中間見直しを進めます。
- 地区計画、道路・上下水道の整備状況などを見据えながら、一部優良農地を除く市街化調整区域のうち市街化区域周辺や既存集落内の開発許可制度を検討します。
- 地理情報システムの導入により、都市計画基礎調査をはじめ、固定資産、道路、下水道などの各種の情報を統合し、計画的な都市整備に活用します。

(2) 農地の保全

- 農業基盤の整備や農業経営の支援を通し、集団的な優良農地の確保を図ります。
- 農業振興地域整備計画による集落環境

土地利用の状況

(ha)

	平成13年	平成18年
農用地	266.7	252.5
水面・河川・水路	7.1	7.1
道路	122.3	122.3
	424.0	438.1
住宅地	192.1	201.7
工業用地	142.6	141.4
その他	89.3	95
その他	94.9	95
合計	915.0	915

資料：都市整備課(都市計画基礎調査)

の整備や田園居住区の検討などを通し、農地を確保する方策を研究します。

- 企業や団体、NPO法人による農業経営の参入や農家による住民農園の開設や農地利用の規制緩和策などを検討し、農地の保全に努めます。

2. 美しい景観の形成

【現況と課題】

本町では都市化が進んでいるものの、美しい山岳の眺望をはじめ、田園環境を中心に緑の景観が広がっています。現在、生け垣推進補助制度の利用促進をはじめ、一部地域では地区計画による建築の高さや意匠の制限、植栽スペースの確保などにより、緑あふれるまちなみ景観づくりを進めています。

また、土地区画整理事業や街路整備事業の中で、街路樹植栽や沿道ミニパークの設置などを行うほか、学校施設をはじめとした周辺環境との調和に配慮した公共施設整備などにより、良好な都市景観形成に努めています。

しかし、景観阻害に関わる規制指導は山梨県景観条例に基づく届出制度や山梨県屋外広告物条例による県指導が中心で、本町の地域

特性にあう適切な指導・誘導を図るための条例制定などが課題となっています。

環境美化については、各地区や学校、子どもクラブなどによるクリーン活動をはじめ、河川愛護団体や各地区において河川清掃活動が展開されており、今後もこれらの活動を支援する必要があります。

空き地については町条例による適正管理の指導を行っていますが、ポイ捨てをはじめペットのふんの不始末、不法投棄なども後を絶ちません。

そこで、平成18年施行の昭和町ごみのないきれいなまちにする条例に基づく指導や注意看板の設置など広報・啓発活動及び環境パトロールの強化などを進め、美しい地域環境の形成を図る必要があります。

【施策の方針】

既存事業・制度の有効活用や条例制定などにより、良好な田園景観の維持や美しい都市景観の形成に努めます。また、住民参加を促しながら、不法投棄対策を強化するほか、環境美化活動の促進を図ります。

■ 施策の体系

美しい景観の形成

- ① 都市景観の形成
- ② 緑化・環境美化の促進
- ③ ごみの不法投棄対策の強化



【施策の展開】

(1) 都市景観の形成

- 地域の特性を活かし優れた景観を守り育てるために、山梨県景観条例による届出制度や山梨県屋外広告物条例による県の指導に加え、町独自の景観条例の制定を検討します。
- 生け垣推進補助制度の周知を図り、宅地周辺の緑化に努めるほか、幹線道路沿いへの花壇の設置や街路樹の植栽などを進めます。
- 公共施設の案内表示や誘導標識など統一性のあるサインの設置や優れたデザインのモニュメントの設置などを進めます。
- 田園環境にふさわしい景観形成を図るためレンゲの種の配布や花のまちづくり推進事業など住民参加による景観づくりを促進します。

(2) 緑化・環境美化の促進

- 「わがまちを美しく推進活動」などを活用し、子どもクラブや地区育成会の自主的な美化活動を促進します。
- 河川美化事業補助金交付条例により各地区が行う河川清掃を支援するとともに、身近な公園の維持管理を促進するため里親制度(アダプト制度)の導入を検討します。
- 地域や各種団体との連携を図りながら、地域での環境美化活動や啓発活動を進めます。また、地域や事業所、学校などでの植栽や花づくり運動を進めます。
- 各種イベントや大会などの機会を活用し、環境美化についてのPRや住民の意識高揚に努めます。
- 学校などでの環境美化教育を促進し、子どもの時から美しいまちづくりについての理解や関心を高めます。

(3) ごみの不法投棄対策の強化

- 不法投棄への監視・早期除去を強化する

ため、関係機関との連携や環境保全推進協議会の環境パトロールなどを促進します。

- ポイ捨て防止やペットの適切な世話についての広報・啓発活動を強化します。
- 空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、空き地や荒廃農地の適正管理についての指導を進めます。

第2節
快適な生活の整備

1. 市街地の整備

【現況と課題】

本町では、住居系用途地域指定や土地区画整理事業により、街路や下水道などの都市基盤の確保を図りながら、市街地の形成を図ってきました。特に、西条第一土地区画整理事業では、大規模小売店の立地する商業・業務拠点の整備を行ってきました。

しかし、土地区画整理事業を導入した地域については人口定着が進む一方で、市街化調整区域での小規模開発も懸念されています。

現在、新たに市街化区域へ編入した常永地区においては土地区画整理事業及び地区計画によりまちづくりを進めています。なかでも、常永土地区画整理事業では、宅地や公園のほか、大規模商業施設などの整備を計画的に進めることにより、地域の均衡ある発展をめざしています。

なお、本町では昭和町都市計画マスタープランに基づき都市整備を進めてきましたが、厳しい財政状況により計画には遅れがみられます。そのため、利便性の高い昭和バイパス以北の中期整備地区などでは、スプロール化^{*11}も懸念されています。

そこで、農地利用等の調整を図りつつ、面的整備や地区計画による計画的な市街

地の拡大を図る必要があります。

【施策の方針】

地区計画や公園整備などにより、既成市街地の環境整備を進めるとともに、常永土地地区画整理事業を推進し、新たな市街地形成を図りながら、地域の均衡ある発展をめざします。

■施策の体系

市街地の整備

- ① 既成市街地の整備
- ② 新たな市街地の形成

【施策の展開】

(1) 既成市街地の整備

- 既成市街地の整備については、地区の特性にふさわしい地区計画の導入や生け垣化などを促進し、良好な住環境の確保に努めます。
- 道路改良や公園などの整備に際しては、住民と行政が協議する機会などを増やし、住民参加による計画づくりに努めます。
- 小規模開発のための指導要綱を検討し、無秩序な開発や建物の密集の防止に努めます。

(2) 新たな市街地の形成

- 常永土地地区画整理事業を推進し、商業地区や住居系地区、公共施設などの均衡のとれた市街化を進めると同時に、地区計画による計画的な民間開発を誘導します。
- 国・県・町の助成制度等を積極的に活用することにより、土地地区画整理組合の支援を行い、土地地区画整理事業の運営が円滑に行えるよう指導します。
- 甲府都市圏の市街化圧力を勘案しながら、中期・長期的な視点での市街地整備の方向や方法を検討します。

2. 居住環境の整備

【現況と課題】

本町は、市街化区域内の面的整備事業がされていない地区では、細街路を中心に住居の建て込みやミニ開発もみられるため、昭和町宅地開発等指導要綱による指導を行っています。また、鍛冶新居地区、神屋地区及び常永地区では地区計画を活用し、良好な居住環境の形成に努めています。

今後、道路整備などにあわせて、可能な限り地区計画等の導入を働きかけるとともに、宅地開発指導要綱の改正や条例化を検討していくことも求められます。

町の中央部は市街化調整区域となっておりますが、公共施設などの立地が進む一方で、狭隘な生活道路のまま、住宅や店舗が増加する状況にあります。

しかし、土地地区画整理事業による市街化区域への編入は、甲府都市計画全体の視点からも難しさが指摘されていると同時に、かつての集落環境の良さを活かす地区形成も望まれています。

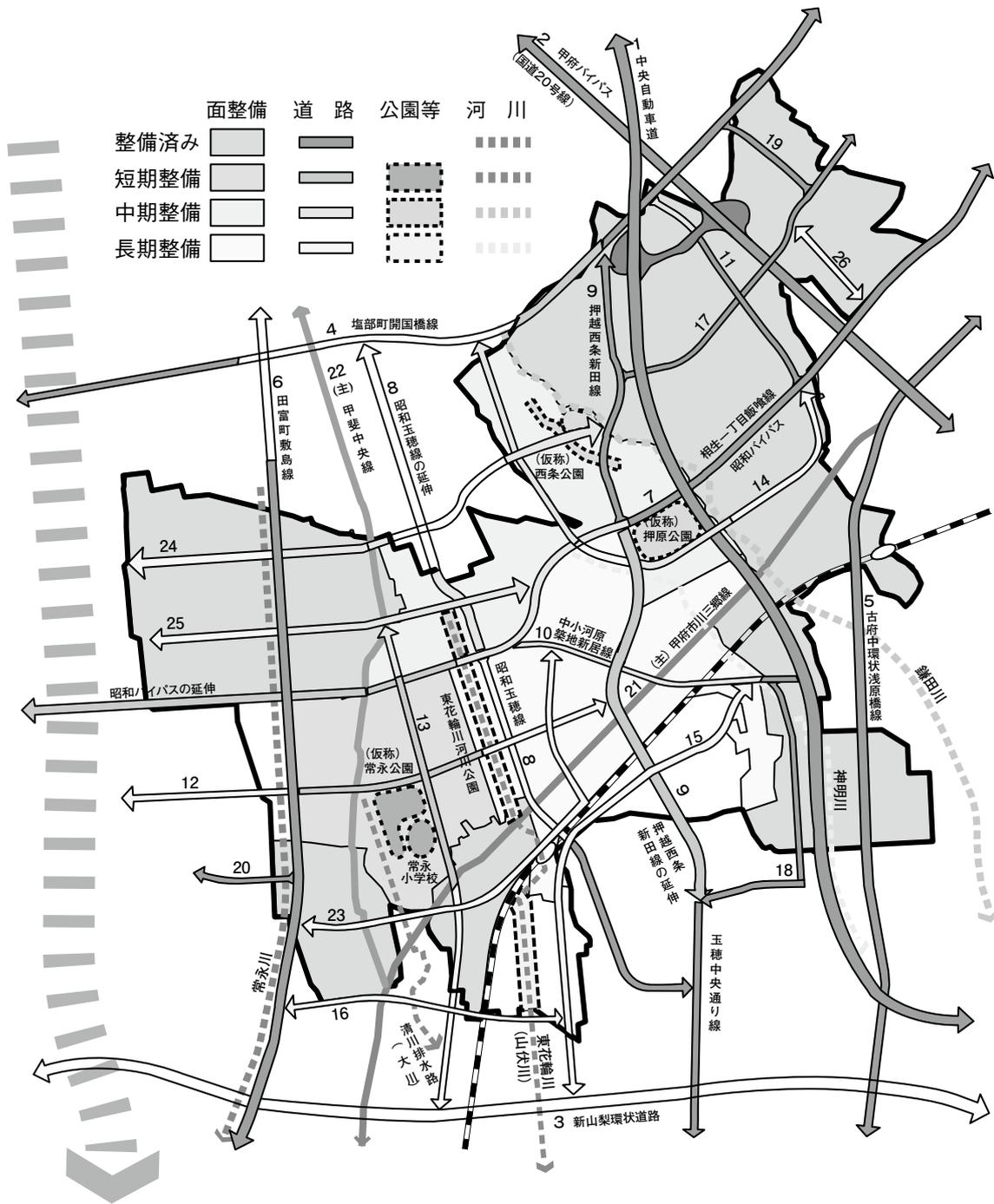
そこで、市街化調整区域については、田園環境を活かした居住地域の形成を図るための計画づくりなどが課題となります。

町営住宅は、老朽化が進んでいたため、昭和町営ストック総合活用計画や昭和町営住宅「常永団地」建替基本計画により建替えを進めましたが、財政健全化の構築を考え、一部事業の見直しとなり、3棟92戸を2棟74戸に削減し建設しました。目標戸数の残り18戸の建設は、今後の財政状況を考慮した中で検討していきます。

【施策の方針】

昭和町宅地開発指導要綱などの活用を図ると同時に、市街化調整区域の整備手法などを研究しながら、良好な居住環境の形成に努めます。

都市計画マスタープラン整備プログラム



■ 施策の体系

居住環境の整備

- ① 住環境の充実
- ② 町営住宅の整備

【施策の展開】

(1) 住環境の充実

- 市街化調整区域においても、農地と調和のとれた宅地化の整備手法を研究します。
- 昭和町宅地開発指導要綱の改正及び条例化の検討を進め、良質な民間宅地開発の誘導を図ります。
- 建築確認申請に先立ち、生け垣補助などの行政補助やまちづくり情報の提供を行う相談体制を強化します。
- 介護保険制度などの有効活用を促進し、高齢者や障害者などの住宅改修を促進します。

(2) 町営住宅の整備

- 目標戸数の整備および町営住宅の効率的な維持管理方法を検討します。



第3節

利便性の高い道路・交通体系の確立

1. 道路の整備

【現況と課題】

本町の主要道路として中央自動車道、甲府バイパス(国道20号)、アルプス通り及び古府中環状浅原橋線、甲斐中央線が配置され、町中央部には東西に昭和バイパス、南北に昭和玉穂線が走っています。

これまで、上石田一丁目西条線や押越西条新田線、西条・昭和インター線などの都市計画道路の整備を積極的に進めてきましたが、甲府市川三郷線と甲斐中央線などの主要地方道を中心とした道路網は形成されてはいるものの、道路幅員や歩道の整備などの道路環境は十分とは言えません。

また、幹線道路の交通渋滞の解消とあわせて、生活道路の交通量増大への対応が課題となっています。

さらに、新山梨環状道路などへのアクセスも含め、昭和玉穂中央通り線の整備を進



めるとともに、幹線道路への接続などにより機能的な道路ネットワークの形成を図る必要があります。

地区の生活道路についても、通学路等の歩道設置や危険な交差点の改良などを進めるとともに、宅地開発指導要綱により道路幅員の確保などを進めています。今後も、地域の意向に配慮しながら、優先的に整備・改良すべき道路の選択を進めるとともに、道路パトロールなどによるニーズ把握に努める必要があります。

なお、道路整備にあたっては、バリアフリー化や都市景観形成などに留意するとともに、沿道の商業施設や地域住民の協力を得ながら、植栽や清掃活動などを促進することなどが望まれます。

【施策の方針】

都市計画道路の整備や幹線道路へのアクセスの向上を図り、利便性の高い道路ネットワークの形成を図ります。また、地域の意向を踏まえながら、危険性の高い生活道路の優先的な整備に努めるほか、地域住民の協力を得ながら快適な沿道空間の整備を促進します。

■施策の体系

道路の整備

- ① 幹線道路の整備
- ② 生活道路の充実

【施策の展開】

(1) 幹線道路の整備

- 昭和玉穂中央通り線について、昭和バイパスと玉穂中央通り線との接続を推進し、身延線の跨線橋設置などの立体交差化を進めるとともに、常永土地区画整理事業による道路整備を進めます。
- 関係機関との協議を進めながら、西条・昭和インター線及び町道30号線の塩部町開国橋線への接続道路の整備を促進します。

(2) 生活道路の充実

- 交通量の多い補助幹線町道や通学路の歩道の設置など、優先的に整備すべき道路の改良・整備を進めます。
- 関係機関との連携によるセットバック^{※12}の指導や不法な構造物設置の未然防止に努め、狭隘な道路や行き止まり道路の解消などを進めます。
- 宅地開発指導要綱への開発道路基準の設定などを検討し、民間宅地分譲の際の良好な道路整備を誘導します。
- 道路パトロールなどを強化し、欠損部の補修や積極的な予防改修に努めます。

2. 公共交通の充実

【現況と課題】

本町の主要な公共交通は鉄道とバスで、鉄道についてはJR身延線が町の東南部を走り、町内には国母駅、常永駅の2駅が設置されています。

JR身延線は甲府方面や市川三郷方面への通学者を中心に、区間によって朝夕多くの乗降客がみられますが、全線を見ると利用客は減少傾向にあります。しかしながら、高齢化社会の到来に伴い、公共交通としての鉄道は、重要な役割を担います。今後さらに、JR東海や沿線市町村、県などによる身延線沿線活性化促進協議会において、様々な活性化策を検討していきます。

本町はJR常永駅にトイレや駐輪場を整備したほか、JR国母駅についてはトイレの設置や駐車場の貸し出しなどにより、身延線利用の利便性の向上に努めてきました。しかし、本町から甲府方面へのダイヤは平日で30本程度と少なく、運行体制の強化が望まれています。

今後、沿線市町村などとの連携を強化しながら、JR身延線の利便性の一層の向上を促進するとともに、駅周辺の整備を検討する必要があります。

バスについては、自家用車の普及などにより、利用客が減少傾向にあることから、赤字バス路線への補助金の交付及び赤字代替バスとして自主運営バスの運行などにより、路線維持を行っています。バスは高齢者の通院や学生の通学における重要な交通手段となっていることから、今後も利用動向を見据えながら、重要なバス路線の維持・確保に努める必要があります。

なお、本町はリニア中央新幹線甲府圏域建設促進協議会に参加し、リニア中央新幹線の実現に向けての要請を行っており、今後も早期建設に向けて、関係機関との連携を図る必要があります。

【施策の方針】

周辺自治体や関係機関との連携を図りながら、鉄道の利便性の向上や駅舎周辺の環境整備に努めます。また、利用動向などを見据えながら、必要なバス路線の維持・確保を図ります。

■ 施策の体系

公共交通の充実

- ① 鉄道等の充実
- ② バスの利便性の向上

【施策の展開】

(1) 鉄道等の充実

- 沿線市町村や関係団体が参加する身延

線沿線活性化促進協議会を通し、運行本数の増加や乗り継ぎの利便性向上などを要請し、鉄道の運行体制の充実に努めます。

- 常永土地区画整理事業にあわせて、JR東海との協議を進めながら、常永駅の整備を検討します。
- リニア中央新幹線の早期実現に向けた要望活動などを継続するとともに、中間駅の位置の確定に伴い、必要な調査などについて県や周辺市などと協議検討を進めます。

(2) バスの利便性の向上

- 高齢者などの公共交通機関の利用ニーズを踏まえ、町内の公共施設を巡回する福祉バスの確保に努めます。
- 赤字バス路線への補助や自主運営バスの運行を継続し、町内バス路線を維持します。
- 常永土地区画整理事業の動向を踏まえて、利用者の利便性を考慮したバス路線の見直しを検討します。
- 県や関係機関との協議により、バス停車場での道路拡幅を促進し、路線バスの定時運行や利便性の確保に努めます。



第5章 水と緑のまちをめざす

第1節 清らかな水循環の確保

1. 上水道の安定供給

【現況と課題】

本町の上水道については、昭和38年以降、甲府市上下水道局の上水道給水区域として、昭和浄水場から給水しています。昭和浄水場の水源は釜無川の地下水で、地下水の水質は良好で、かつては「水道水がおいしい都市」にも選定されています。

本町では、上水道の配水管施設は市街化区域を中心に市街化調整区域までほぼ全域を網羅していますが、地下水が豊富なことから個人井戸も多く、平成20年度末の上水道普及率は91.2%です。また、世帯数の増加に伴い、配水管の設置要望は多く、計画的な整備を進めています。

今後、甲府市上下水道局と連携を密にし、町内全域への配水管網の整備を進めるとともに、水質検査体制の強化や水源域も含めた水質監視を継続する必要があります。

本町は地下水が豊富な地域ですが、水道水の取水をはじめ、工業用水や農業用水としての利用などを背景に、地下水は大量に汲み上げられています。地下水の過剰取水は地盤沈下を引き起こすことなどから、定期的な観測を行っています。今後も、継続的な監視を進めると同時に、「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」及び平成19年に制定された「昭和町地下水採取の適正化に関する条例」に基づく取水指導や井戸水の適正揚水などの指導を進める必要があります。

さらに、地下水量の保全とあわせて、地下水汚染の監視を強化するほか、沼公園な

どの湧水地を活かし、本町の貴重な資源である地下水の保全意識の高揚を図ることが求められます。

【施策の方針】

甲府市水道局との連携により、水道施設の計画的な整備を進めるとともに、水質の監視などに努め、安全で安定的な水の供給を図ります。また、住民に対する意識啓発に努めながら、本町の貴重な資源である地下水の保全・活用を図ります。

■ 施策の体系

上水道の安定供給

- ① 上水道事業の推進
- ② 地下水の保全

【施策の展開】

(1) 上水道事業の推進

- 甲府市上下水道局との連携を図り、上水道施設の計画的な整備を促進し、水道水の安定供給を図ります。
- 市街化の進展にあわせて、計画的な配水管の整備を要請します。
- 定期的な水質検査を行うとともに、水質汚濁防止のための管理体制を強化します。また、災害時や非常時における給水体制の確立に努めます。

(2) 地下水の保全

- 井戸水の水質検査を継続するとともに、地下水位などを監視し、地下水の環境を適正に保つ取り組みを進めます。
- 地下水採取の適正化に関する条例の適正な運用により、過剰取水の抑制など地下水資源の保全を図ります。また、災害時の井戸の活用方策なども検討します。

- 歩道などの透水性舗装の促進をはじめ、排水が良好な地域については、雨水浸透枿及び雨水浸透水路の設置の促進などにより地下水のかん養を進めます。

2. 下水道事業等の推進

【現況と課題】

本町の公共下水道は、甲府市公共下水道関連と釜無川流域下水道関連とに分かれ、その計画処理区域面積は町域の8割を占め、平成19年度には、中央自動車道および主要地方道甲府南アルプス線に係る区域を全体計画区域から削除し712haとなっています。

現在、人口が集中している市街化区域から順次整備を進めており、市街化区域内の整備済面積は約8割、総人口に対する下水道普及率は7割を超えています。

下水道事業は長期にわたりますが、常永土地区画整理事業に伴う区域拡大や人口増加、また現在の経済不況に伴い、釜無工業団地内の整備を平成27年度以降の計



画に移行し、企業に対する支援策を模索しながら、押原地区の市街化調整区域の整備に着手します。今後、整備財源の確保に努めるとともに、事業の優先順位を考慮しながら、処理区域の計画的な拡大を図り、平成32年度の完成を目指します。

また、整備済区域での水洗化率は約9割に達していますが、供用開始区域の拡大に伴い未接続世帯も増えています。そのため、下水道事業や宅内の排水設備工事資金融資あっせん制度などの周知を図り、未接続世帯の解消に努めます。

下水道が供用されていない地域や下水道

の計画処理区域以外の地域では、単独処理浄化槽の使用世帯もあるため、合併処理浄化槽への転換を呼びかけていきます。

し尿処理については、中巨摩地区広域事務組合による広域処理を行っています。下水道事業の推進に伴い処理量は減少することが見込まれることから、下水道事業の進捗を見据えながら、今後のあり方を関係自治体と協議する必要があります。

【施策の方針】

公共下水道事業の着実な推進を図るとともに、未整備地域での適切な生活雑排水処理に努めます。また、中巨摩地区広域事務組合での効率的なし尿処理を進めます。

■ 施策の体系

下水道事業等の推進

- ① 下水道事業の推進
- ② し尿処理の促進

【施策の展開】

(1) 下水道事業の推進

- 下水道整備区域における公共下水道整備事業、流域下水道事業に対し地域間の現状を踏まえ計画的な推進を図ります。また、常永土地区画整理事業にあわせた下水道の整備を進めます。
- 公共下水道の供用開始地域における水洗化率の向上を図るとともに、早期接続を促すための方策を検討します。
- 下水道使用料のコンビニ収納サービス、また上水道料金との一括徴収業務委託など、住民（使用者）の利便性、収納率の向上、業務効率化のためのしくみを検討します。
- 家庭用洗剤や食用油など生活雑排水の適正処理についての普及・啓発を強化し、下水道処理への負荷軽減や排水路の水質悪化の防止に努めます。

(2) し尿処理の促進

- 中巨摩地区広域事務組合での効率的なし尿処理を促進すると同時に、下水道事業の進捗に伴うし尿処理量の減少を見据えながら、し尿処理体制の見直しを図ります。
- 合併処理浄化槽の適切な維持・管理についての指導に努め、地域の状況に応じた適切な処理を進めます。

第2節 先端の循環社会づくり

1. 廃棄物処理の充実

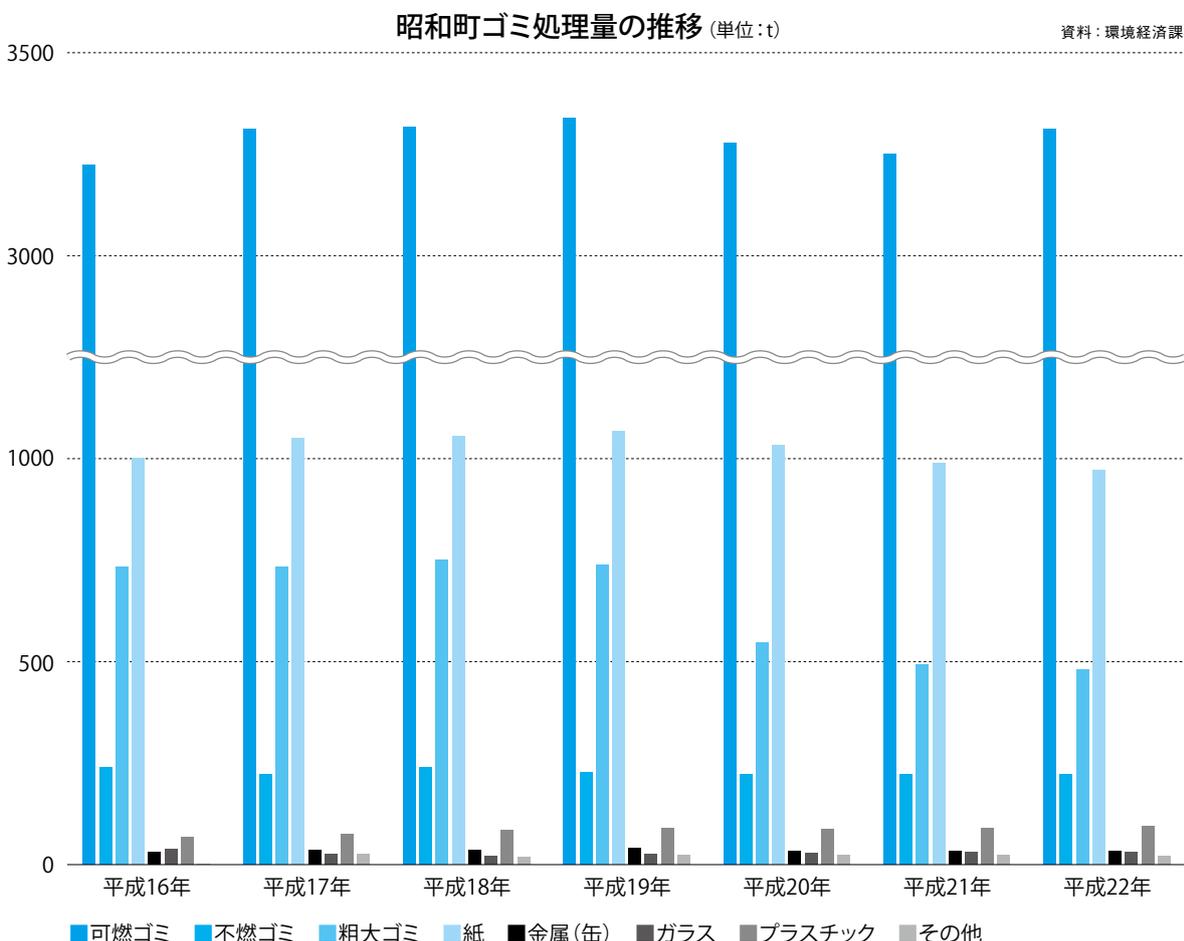
【現況と課題】

本町では、これまで資源回収ボックス設置をはじめ、資源ごみの分別回収の段階的な品目拡大を行ってきました。平成17年度

に剪定枝の拠点回収、平成20年からは環境経済課前に回収スタンドを設置して廃食油の回収を開始し、一般廃棄物の資源化を推進しています。リサイクル率は、平成21年度において22.8%まで伸びましたが、常永土地区画整理事業による、人口及び事業所の増加により一般廃棄物の排出量の増加が考えられます。

そのため、可燃ごみの減量化に向けた広報・啓発を進めるとともに、排出抑制に向けたごみ処理機器の購入補助やボカシづくり会による減量・堆肥化が必要となってきます。

現在、本町では「ごみ収集・リサイクルカレンダー」や「ごみの分け方・出し方」の冊子を配布し、分別徹底を呼びかけるとともに、指定ごみ袋・荷札による排出を行っています。分別収集は住民に浸透してきています。粗大ごみでは業者委託により指導・監視及びパトロールをしています。いま



だ不法廃棄が多く、粗大ごみの出し方の理解不足もみられます。今後も、周知徹底を図るとともに粗大ごみの収集方法を改善する必要があります。

ごみの収集・処理については、燃えるごみは週2回、燃えないごみは月3回、粗大ごみは月1回、資源ごみは常時、それぞれ収集しており、中巨摩地区広域事務組合の清掃センターで処理しています。

今後とも、ごみの排出量の抑制対策を推進すると同時に、広域事務組合での中間処理の高度化及び関係機関との連携による処理の適正化を図ることが求められます。

【施策の方針】

ごみの資源化や減量化、堆肥化などの取り組みを推進すると同時に、広域的な連携を図りながら、ごみ処理体制の強化を図ります。

■ 施策の体系

廃棄物処理の充実

- ① 省資源・リサイクルの普及・啓発
- ② ごみの分別収集と再資源化の推進
- ③ ごみの収集・処理体制の充実

【施策の展開】

(1) 省資源・リサイクルの普及・啓発

- ごみ問題に関する学習機会を拡充し、住民や事業者の省資源・リサイクル意識の醸成に努めると同時に、リサイクル法などの関連諸制度の迅速な周知徹底に努めます。
- 住民や事業者へのグリーン購入^{※13}やリサイクル活動の普及を促進します。
- 総合的な環境政策を進める過程の中で、住民と事業者、行政が一体となって、ごみの排出抑制や再資源化への取り組みを進めます。

(2) ごみの分別収集と再資源化の推進

- 住民のごみ出しマナーの向上に努め、ごみの分別収集を徹底すると同時に、必要に応じて資源ごみの品目拡大や分別事業の細分化を検討します。また、事業所の協力のもと、事業系ごみの分別収集を進めます。
- 自治会などとの連携を図りながら、地域での資源回収事業を支援すると同時に、資源回収ステーションの整備などを進めます。
- 生ごみ処理機や剪定枝粉碎機の普及を促進し、家庭ごみの減量化を図ります。また、堆肥化の促進やその処理ルートの確保に努めます。
- ごみの分別の徹底により資源化品目の拡大・回収量の増加を図るとともに、資源回収ステーションの整備などを進め、資源リサイクルを進めます。

(3) ごみの収集・処理体制の充実

- 中巨摩地区広域事務組合清掃センターでの処理体制を充実し、焼却灰の有効利用などによる最終処分量の減量化を図るよう組合と協議します。
- 中巨摩地区広域事務組合衛生センターでの汚泥の堆肥化など、適正な処分を進めます。
- 中巨摩地区広域事務組合清掃センターへの粗大ごみなどの直接搬入の拡大に努めるなど、ごみ収集の効率化を図ります。



- 県及び広域事務組合との調整を図りながら、最終処分場の計画的な確保を進めます。

2. 環境保全対策の推進

【現況と課題】

本町では、地球温暖化防止対策の推進を図るため、平成13年度に地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネルギー対策やグリーン購入などを進めています。しかし、小学校など公共施設の新設なども影響し、削減目標量の達成には至っていません。

今後、温室効果ガス削減率を定めた京都議定書の平成17年の発効を踏まえ、計画の見直しを図るとともに、町をあげて省エネルギー活動の実践を推進することが課題となります。

また、県地球温暖化防止活動推進員をはじめ、山梨県地球温暖化防止活動推進センターなどとの連携を図り、環境問題についての啓発活動や環境学習の機会を拡充することが求められます。

あわせて、押原小学校や常永小学校における自然エネルギーの活用事例や工業団地での先進的な取り組みを、学習教材として積極的に活用することなども期待されます。

現在、町内では大気汚染や河川水質についての大きな問題はありませんが、今後とも生活雑排水や悪臭などへの監視・指導に努める必要があります。

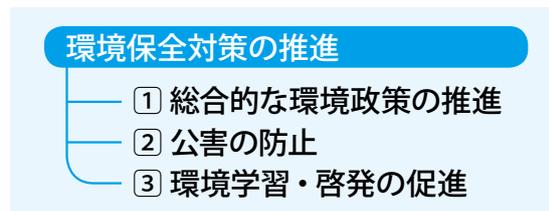
さらに、山梨県生活環境の保全に関する条例などに基づき、都市・生活型公害に対する監視・指導を徹底することが求められます。

【施策の方針】

省エネルギー対策や自然エネルギーの有効活用などを推進し、地球温暖化防止対策への取り組みを強化します。また、公害防止に向けた監視・指導体制を強化するほ

か、環境にやさしい生活についての普及・啓発や学習機会の拡充に努めます。

■ 施策の体系



【施策の展開】

(1) 総合的な環境政策の推進

- 地球温暖化対策実行計画の着実な推進を図るほか、公的機関での低公害車などの積極的な導入を進めます。
- 地球温暖化対策地域推進計画の策定や地球温暖化対策地域協議会の設置などを進めます。
- 公共施設でのクリーンエネルギーや省エネルギー型の設備・機器の普及を促進します。
- 安全性や効率性を見据えながら、公的機関での導入も含め太陽光発電をはじめとした自然エネルギーの有効活用を促進します。
- 住民や事業者との連携を図り、環境に優しい地域を構築するため、環境保全条例の制定や環境基本計画の策定に向けて検討します。

(2) 公害の防止

- 河川や大気、土壌、地下水などの汚染状況についての環境調査を定期的を実施し、監視・指導の強化に努めます。
- 騒音や振動、悪臭などの監視や情報収集に努め、規制を越える行為についての指導を強化します。
- 地域やボランティアの協力を得ながら、ごみの不法投棄の抑止とあわせて環境パトロールを進めるなど、監視体制を強化します。
- 関係機関との連携を図りながら、新たな

汚染物質などに関する情報収集体制を強化します。

(3) 環境学習・啓発の促進

- 学校教育や関係団体との連携を図りながら、日常生活の中で発生する生活型公害などへの対策などの普及・啓発を進めます。
- 地球温暖化対策地域協議会などの活動を通じて、地球温暖化防止に向けた住民への普及・啓発活動を進めます。
- 環境に配慮した商品の購入や使い捨ての抑制、家庭での省エネルギーなどについての学習機会や広報・啓発活動を促進します。
- 企業や関連団体との連携を図りながら、学校や地域での環境学習のためのガイドブックや教材づくりなどを通じて、住民や児童・生徒の環境学習の機会を拡充します。

第3節

水と緑のうらおいある環境づくり

1. 水辺等の保全

【現況と課題】

本町の地形は釜無川・笛吹川の氾濫により形成された極めて緩い傾斜の扇状地で、湧水をはじめ、小河川や湿地が分布しています。また、歴史的に水田地域として発展してきたため、寺社林などを除き樹林は少なく、自然的植生は河川敷や湿地など、水辺に関連する植物群を中心としているのが特徴です。



今川の花しょうぶ

鎌田川流域はゲンジボタル発生地として天然記念物に指定されるなど、豊かな水辺の自然を有していましたが、開発による生息地の破壊や生活雑排水、農薬などにより、自然生態系は大きな影響を受けました。

しかし、近年では、「昭和町源氏蛍愛護会」によるホタルの住める環境づくりや鎌田川などへの放流をはじめ、「今川を守る会」による花しょうぶの植栽など、水辺の自然環境を保全する活動が活発化してきています。

本町では、河川整備での自然工法の採用や小学校ビオトープの整備など、自然環境の保全や自然学習の場の確保に努めているほか、常永土地区画整理事業では自然生態系への影響をできる限り少なくするよう配慮しています。

今後、紙漉阿原の湧水の里沼公園の湧水を活かした生態系の再生に努めるとともに、自然生態系に配慮した河川・かんがい排水整備を進める必要があります。また、公園や小学校ビオトープなど自然学習のための場を活用し、住民による自然環境保全活動を促進する必要があります。

【施策の方針】

自然生態系に配慮した水辺空間の形成に努めるとともに、自然生態系についての



山伏川桜

学習機会や自然とのふれあい機会を拡充し、町ぐるみで水辺を活かしたまちづくりに取り組みます。

■ 施策の体系

水辺等の保全

- ① 自然生態系の保全・再生
- ② 自然学習・啓発の推進

【施策の展開】

(1) 自然生態系の保全・再生

- 鎌田川・今川支流などへのホタルの幼虫放流・育成活動を支援し、生息地の拡大を進めるとともに、発生時期の消灯など地域での愛護活動を支援します。
- 学校でのエコスクール活動を通じて、ビオトープの適切な維持・管理を促進します。
- 自然工法を採用した河川整備を促進すると同時に、生物の生息に配慮した水辺管

理などに努めます。

- 外来種の移動やペットの放棄など、自然生態系を損なう行為の防止に向けた普及・啓発を促進します。

(2) 自然学習・啓発の推進

- 河川整備とあわせて、自然環境に配慮した親水空間や遊歩道、その他自然学習の場の整備を図ります。
- 子どもの居場所づくり教室や学校教育などの学習機会を活用し、自然生態系の学習機会や良好な環境の保全についての意識の醸成に努めます。
- ボランティア団体やNPO法人の活動を支援するとともに、こどもエコクラブなどの自然体験活動を促進します。
- 生涯学習やイベントなどの機会を活用し、自然環境や地域の生態系に関する広報・啓発活動を進めます。
- 生涯学習などとの連携を図りながら、自然や水田などを活用した体験学習のため

の指導者の育成・確保に努めます。

2. 公園・緑地の整備

【現況と課題】

本町には、スポーツ施設や遊具の整った国母公園やショッピングセンターに隣接する西条彩の広場、釜無工業団地公園運動場のほか、小川のある自然公園押原の杜や水と緑の公園である常永公園、噴水などがある阿原1号公園など、特色のある公園・広場が数多くあります。市街化が進む本町では、公園・緑地はうるおいある暮らしを創出するための大切な空間となっていますが、民間企業の開発に伴う公園が多いため小規模な公園が多くなっています。

広域的な防災機能も備えた昭和押原公園が整備されたほか、常永土地地区画整理事業の中で、常永公園を中心に広場などの整備も進んでいます。加えて、土地地区画整理区域内の街区公園をはじめ、地区の身近な公園など合わせて46か所の公園・広場などが設置されています。そのほか、東花輪川(山伏川)の桜並木や鎌田川のホタル公園など、河川に沿った緑の軸の形成に努めています。

さらに、住民や学校、各種団体の協力を得ながら、花木の植栽や清掃活動を促進するほか、公園里親制度の導入などにより、住民参加による公園の維持・管理の充実を図ることが求められます。

【施策の方針】

地域の特性や状況を活かした特色ある公園づくりを進めます。また、住民参加による公園・広場の維持・管理を促進し、身近なやすらぎ空間の創出に努めます。

■施策の体系

公園・緑地の整備

- ① 公園の整備
- ② 維持・管理の充実

【施策の展開】

(1) 公園の整備

- 開発行為に伴う公園整備を促すほか、近隣公園や児童公園の拡充に努め、身近な憩いの空間を確保します。
- 鎌田川や山伏川などの河川改修などにあわせて、親水空間の確保を図ると同時に、公園や遊歩道などとの一体的な整備に努めます。

(2) 維持・管理の充実

- 利用者の意向を踏まえ、既存公園や広場の充実に努めるとともに、バリアフリー化などを進め、誰もが利用しやすい公園づくりに努めます。
- 維持管理コストの軽減を考慮した施設・設備や植栽に努めると同時に、遊具などの安全管理や植栽の管理など、維持・管理の充実に努めます。
- 身近な公園の整備にあたっては、計画段階からの住民参加を進めるとともに、住民による管理制度(里親制度)の普及を促進します。



押原公園

第6章 安全なまちをめざす

第1節 安全な暮らしの確保

1. 交通安全対策の充実

【現況と課題】

本町では、都市化の進展に伴い自動車交通量が増大し、交通事故が増加する傾向にあり、平成21年12月末現在、過去1年間の交通事故件数は302件で、負傷者は406人に達しています。

南甲府警察署では、重大事故に直結する飲酒運転や速度違反、安全運転の妨げとなる携帯電話使用等の取り締まりを強化するとともに、高齢者の事故防止、シートベルトの正しい着用の徹底、若年運転者の無謀運転の防止を強化しています。

交通安全施設の整備は、警察署をはじめとする関係機関との連携を図り、地域の意向などを踏まえて、交通信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の設置に努めています。また、交通安全協会昭和支部では、カーブミラーの清掃活動などを展開しています。

歩道の設置や危険な交差点の改良、交通安全施設の計画的な整備を進め、歩行者の安全確保を図る必要があります。特に、通学路での交通規制の強化に向けて、関係機関へ継続的・積極的に働きかけていくことが求められます。

交通安全のための活動では、町民の意識の高揚を図るため、交通安全協会昭和支部や交通安全母の会等の民間交通安全団体が行う事業及び諸行事に対する支援や、必要な資料の提供等を行い、活動の充実のための指導を強化し、その主体的な活動及び団体相互間の連絡協力体制の整備を促進しています。あわせて、特に事故に遭いやすい子どもや高齢者を対象に、保育園・小学校やいきがくクラブなどでの交通安全教室を実施し、交通安全教育・啓発の強化に努めています。

今後、関係機関・関係団体と協力し、交通安全運動や交通安全教室を展開しながら、住民の交通安全意識の高揚を図る必要があります。

【施策の方針】

地域の意向などを踏まえ、交通安全施設の計画的な整備・改善を図るとともに、関係機関との連携により、学校や地域、職域などでの交通安全運動や交通安全指導を推進します。

■ 施策の体系

交通安全対策の充実

- ① 交通安全施設の整備
- ② 交通安全教育・啓発の推進

交通事故発生件数の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
人身事故件数	349	350	322	279	336	330	317	338	302	311
死者	6	0	1	0	0	0	3	0	0	0
負傷者	443	467	397	373	446	448	453	437	406	407

資料：企画財政課（12月31日現在）

【施策の展開】

(1) 交通安全施設の整備

- カーブミラーや交通標識、ガードレールや道路標示など、交通安全施設の定期点検や危険箇所への設置を進めます。
- 通学経路となる車道について、車両速度の低減に配慮した車道構造の促進を図ると同時に、歩車道の分離を進めます。
- 交通信号機や横断歩道の設置を関係機関に対して要請するとともに、一方通行や時間帯規制などの交通規制については、地域との合意形成を図ります。



(2) 交通安全教育・啓発の推進

- 保育園や学校、いきがいクラブ、自治会などとの連携を図り、幼児や児童・生徒、高齢者などへの交通安全教育を強化します。
- 乳幼児チャイルドシートの貸出を継続実施します。
- 交通安全協会昭和支部・交通安全母の会などとの連携による広報・啓発活動を推進し、交通安全意識と交通マナーの向上に努めます。
- 関係機関との連携を図り、違法駐車や各種交通違反の取り締まりの強化に努めます。

2. 消防・救急体制の充実

【現況と課題】

本町の消防体制は、常備消防である甲府地区消防本部と消防団による非常備消防から構成されています。甲府地区消防本部は本町のほか、甲府市や甲斐市、中央市の3市1町で構成され、高機能消防指令センターの整備などにより複雑化、多様化する災害への対応を進めています。

町内の甲府南消防署昭和出張所には消防ポンプ自動車、高規格救急車がそれぞれ1台配備されており、必要に応じて甲府南消防署や他の管内出張所との連携を図り、緊急事態に対応する体制をとっています。

昭和町消防団は定員118人で、本部及び各地区12部で構成され、甲府地区消防本部と連携しながら、火災予防活動や初期消火活動などを行っているほか、小型ポンプ積載車の計画的な更新を進めるなど、地域の消防力の維持・向上に努めているところです。

今後、住宅などの増加に伴い、消火栓や防火水槽などの消防水利の確保を進めるほか、消防施設・設備の定期的な更新とあわせて、住民の防火意識の高揚に努める必要があります。

救急医療体制では、(社)中巨摩医師会等による在宅当番医制度や甲府市医師会による甲府市医師会救急医療センターなどで休日や夜間の救急患者に対応しているほか、山梨県救急医療情報センターにおいて、初期救急医療から三次救急医療までの当番診療機関等の情報を提供しています。なお、小児救急に関しては、これまでの国中地域の小児初期救急医療センターに加え、平成20年10月から、富士・東部地域小児救急医療センターが開設し、より充実した体制での小児救急医療への対応を行っています。

なお、救命現場における応急手当が重

要であることから、甲府南消防署では救命救急法講習会の実施に努めています。

今後、医療機関やその他関係機関との連携による救急医療体制の充実を図るほか、住民による応急手当など、救命救急法技術の普及促進が望まれます。



【施策の方針】

消防設備・施設などの計画的な更新・整備を図ると同時に、消防団活動の充実による地域の消防力強化を図ります。また、関係機関との連携により、救急医療体制を強化するほか、救命救急技術の普及に努めます。

■ 施策の体系

消防・救急体制の充実

- ① 消防と救急医療体制の強化
- ② 地域での消防・救急活動の促進

【施策の展開】

(1) 消防と救急医療体制の強化

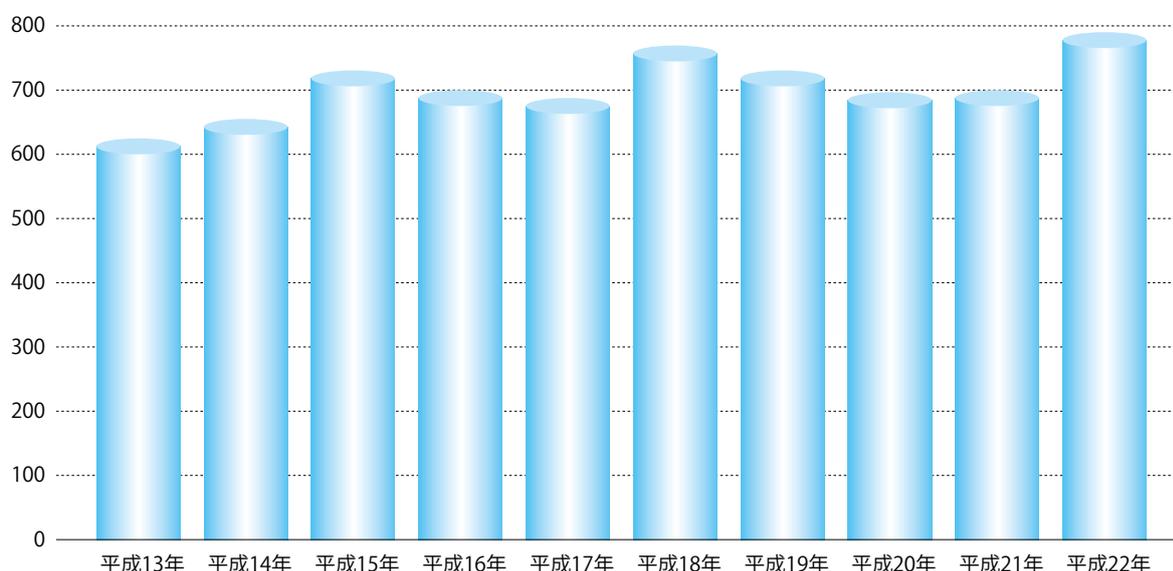
- 広域的な連携により、消防車両や消防

施設・設備の計画的な更新・整備、並びに消防計画を踏まえた組織・機構の充実などを進め、常備消防体制の強化を図ります。

- 地域性や住宅事情などを考慮しながら、消火栓や耐震性防火水槽などの計画的な設置を進めます。
- 小児救急医療事業の着実な推進を図るなど、休日・夜間の医療体制の充実を図ります。また、関係機関との広域的な連携により、救急医療体制の強化を進めます。
- 広域的な連携を図り、各種研修の機会を活用し、消防および救急業務の多様化・高度化に対応できる人材の育成・確保を図ります。

救急出動件数の推移

資料：消防年報（12月31日現在）



(2) 地域での消防・救急活動の促進

- 消防団の消防装備の充実に努めるほか、消防団員の確保に努めます。また、各種訓練や研修機会を拡充し、消防団員の資質向上に努めます。
- 関係機関の協力を得ながら、消防査察による出火防止の指導を進めると同時に、地域での火災予防運動や初期消火訓練などに努めます。
- 救急医療機関や救急処置に対する知識の普及や情報提供に努めます。また、主要な公共施設に設置されている自動体外式除細動器(AED)の使用方法的の普及を図ります。

第2節

災害に強いまちづくりの推進

1. 防災体制の強化

【現況と課題】

本町をはじめ山梨県の多くの地域は、近い将来の発生が懸念される東海地震の地震防災対策強化地域に指定されています。平成17年度の山梨県東海地震被害想定調査によると、本町では震度5強から震度6弱が予測されています。

本町では、こうした災害の可能性を踏まえ、昭和町地域防災計画により災害予防対策や応急対策、復旧対策の強化に努めています。

現在、関係機関と協力しながら、総合防災訓練を実施し、被害を最小限に止める的確な行動の定着に努めているほか、学校や各地区などで防災訓練を実施しています。

また、避難所施設の確保や備蓄食糧、救助用具などの定期的な点検を行っているほか、家庭での飲料水・食料の備蓄の呼び

かけを行っています。

さらに、押原公園整備事業が完了し、広域的な防災拠点が整備されました。公園内には、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備が完了し、災害時における飲料水の確保が強化されています。今後は、大規模な震災に備え避難所・仮設住宅建設用地として利用できる多目的広場を確保し、他の避難所等防災拠点となる施設への飲料水兼耐震性貯水槽の整備を計画的に検討します。

また、平成20年度から3ヵ年事業で防災行政無線のデジタル化工事に着手し、平成22年度に完了し、情報伝達機能の強化が図られています。今後は、移動系防災行政無線のデジタル化を検討し、総合的な防災力の向上に取り組む必要があります。

災害時には、住民や行政の適切な行動が求められることから、災害初期における行動マニュアル^{*14}の整備や内容の周知徹底を図る必要があります。あわせて、地区の自主防災組織の強化や住民の防災意識の高揚などにより、地域の防災力の向上を図ることが求められます。

【施策の方針】

防災体制の計画的な整備を進めると同時に、住民の防災意識の高揚を図ります。また、地域防災計画の見直しおよび地域での防災体制の強化を図り、関係機関との連携



を含めた総合的な防災対策を確立します。

■ 施策の体系

防災体制の強化

- ① 総合的な防災対策の推進
- ② 地域の防災力の向上

【施策の展開】

(1) 総合的な防災対策の推進

- 防災会議を定期的開催し、地域の実情を考慮しながら、地域防災計画の適時点検・見直しを同時に、災害時の初動マニュアルなどの整備を進めます。
- 防災関係機関などとの連携体制を強化し、防災協定などの締結や連絡体制を整えます。
- 避難所等の防災拠点となる施設への飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進めます。

(2) 地域の防災力の向上

- 地域での自主防災組織の設置を進めるほか、防災訓練などでの指導を通じて、組織の育成を図ります。
- 自主防災組織に対し、初動マニュアルや災害時要援護者の支援体制の整備に向け、官民協働の体制づくりに努めます。
- 関係機関や住民、事業者との連携を図り、定期的な防災訓練を実施します。
- 防災についての広報・啓発活動を推進し、家庭での食料の備蓄や非常持ち出し品の準備、避難所などの周知に努めます。

2. 防災まちづくりの推進

【現況と課題】

町内の主要河川は釜無川流域の常永川や笛吹川流域の山伏川、神明川、渋川、鎌田川などがあります。今後の都市化の進展により、雨水の流出量の増加が懸念されています。

そのため、河川改修により護岸や河道

の整備を進めてきていますが、今後も引き続き、河川整備による排水の改善を図るとともに、土地区画整理事業に伴う調整池の整備などを進め、道路や農地、宅地などの水害による被害防止を図る必要があります。

本町には木造密集市街地など、地震に伴う火災により、延焼拡大が想定される地域はみられません。細い道路などにより、消防活動に支障をきたす可能性のある場所が一部にみられます。そこで、開発指導要綱などにより、道路の幅員確保などの指導を行っているほか、十分な補強がなされていないブロック塀については、生け垣化の補助により解消に努めています。

また、地震対策として昭和56年の建築基準法改正以前の住宅について、県・国制度を活用した木造住宅耐震診断の制度を整備するとともに、平成17年度から耐震改修費用の一部助成を開始しています。

今後、街並みの安全性を高め、災害発生時の被害をできる限り小さくするための取り組みを促進すると同時に、家庭でできる備えを呼びかけることなどが求められます。

【施策の方針】

河川改修の促進など総合治水対策を推進すると同時に、災害時の被害を減少させる街並みの整備や住宅の耐震化などまちの防災性を高め、災害に強いまちづくりを進めます。

■ 施策の体系

防災まちづくりの推進

- ① 治水対策の促進
- ② 災害に強いまちの形成

【施策の展開】

(1) 治水対策の促進

- 河川改修や雨水排水、雨水一時貯留施

設などの整備を進め、排水不良による冠水や河川洪水などからの被害の低減を図ります。

- 常時冠水の危険性が高い地域については、排水計画など関係機関と十分な協議・検討を行います。

(2) 災害に強いまちの形成

- ブロック塀などの補強や狭隘道路の拡幅など、地震被害を防ぐ街並みづくりを地域に対して働きかけます。
- 家庭などへの広報・啓発活動を推進し、耐震診断や耐震補強、家具の固定など安全な住まいの普及に努めます。
- 洪水ハザードマップ^{*15}等で、大水害時の浸水の危険性と避難に関する情報が有効活用されるよう、地域住民に対し、積極的に普及するよう努めます。

第3節 健全な社会環境の維持

1. 防犯対策の充実

【現況と課題】

本町における平成21年の刑法犯認知件数は360件で、人口千人当たりの発生率は県内でも高い状況が続いており、子どもや高齢者をねらった犯罪が後を絶ちません。

このような状況の中で、本町は、平成10年度に制定した生活安全条例を見直し、平成17年度に新たに安全・安心なまちづくり条例を制定しています。あわせて、住民や関係団体、関係機関の連携を図りながら、防犯などのネットワークづくりを行っています。

本町の刑法犯罪はショッピングセンターなど商業施設や駅などを中心に発生していることから、南甲府警察署や昭和国母交番、押原・西条駐在所などの警察官によるパトロールをはじめ、地域住民による防犯パトロールを強化しています。

また、小・中学校では、校内緊急放送システムの導入をはじめ、小学校でのオートロック方式の採用や防犯カメラの設置などを進め、学校施設の安全性の向上を図っています。加えて、PTAによる防犯パトロール、児童・生徒の下校時における専門交通指導員による青色防犯パトロール車による巡回、「子ども110番の家」の設置、防犯灯の設置や維持・補修の補助など犯罪の起こりにくい環境づくりに努めています。

防犯対策では、地域住民の関心や住民一人ひとりの防犯意識の高揚が重要となることから、地域との連携や広報などによる啓発活動を推進することが求められます。

さらに、住民や企業の協力なども得ながら、防犯パトロールを強化すると同時に、防犯灯の設置促進や防犯の視点に配慮した公園整備など、犯罪の起こりにくい地域環境の整備を図ることが求められます。

【施策の方針】

関係機関や防犯団体との連携を図り、まちぐるみで防犯体制を強化するとともに、地域や学校、企業の協力を得ながら、防犯パトロールなどの防犯活動を推進します。また、防犯灯の計画的な設置や公共施設などの安全対策を進め、犯罪の起こりにくい地域環境の整備に努めます。

■ 施策の体系

防犯対策の充実

- ① 防犯体制の強化
- ② 防犯活動の促進

【施策の展開】

(1) 防犯体制の強化

- 安全・安心なまちづくりを目指して、自主防犯団体や防犯ボランティアの活動を南甲府署と連携を図りながら支援します。
- 関係機関との連携を図り、犯罪被害に対

する相談・支援についての情報提供を充実します。

- 学校や児童館、公園、遊び場など、子どもが利用する施設や場所については、防犯に配慮した施設・設備の整備や環境づくりに努めます。
- 風紀上及び教育環境上好ましくない施設の立地が懸念される場合については、関係機関との協議を図り、特別用途地区の指定なども含めた土地利用の規制を強化します。

(2) 防犯活動の促進

- 自主防犯団体や自治会、学校、PTAなどとの連携を図り、地域での防犯パトロールや「子ども110番の家」の設置などを促進します。
- 有害チラシやポスター、有害図書などの排除に努めるほか、たまり場などでの指導を強化し、青少年の犯罪防止を図ります。
- 犯罪被害を防止するための広報・啓発活動を強化するとともに、地域の要望や実情を踏まえ、防犯灯の整備を進めます。

2. 消費者保護の充実

【現況と課題】

高齢者や若年者を対象とした振り込め詐欺や悪質商法に関するトラブルが増加するなか、今後ますます消費者保護に関する施策の充実が求められます。このような社会情勢を踏まえ、国と地方自治体が一体となり消費者行政に取り組むため、平成21年9月に消費者庁が発足しました。

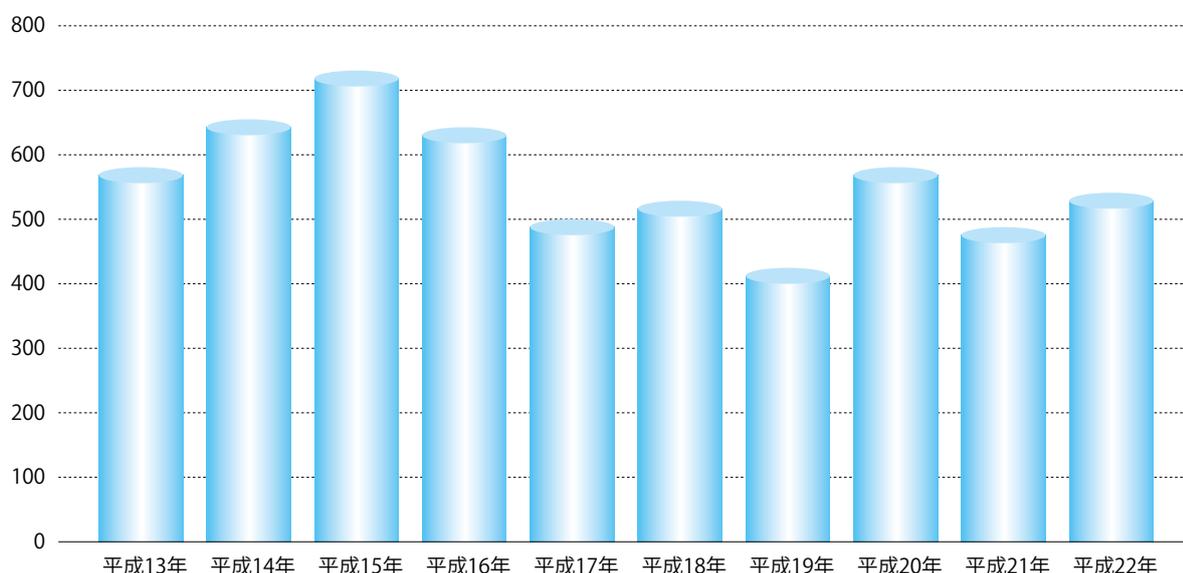
本町は、消費者庁がすすめる地方消費者行政の施策に基づき、広報誌やホームページを活用し、悪質な訪問販売やインターネットに関連した詐欺など、被害の広がる犯罪についての情報提供に努めています。

また、消費者保護に関するチラシを配布するなど、関係機関の協力を得ながら、被害防止に向けた広報・啓発活動を積極的に進めています。

今後も、消費者問題についての広報・啓発活動の強化に努めると同時に、山梨県県民生活センターや消費生活相談員など関係機関との連携を図りながら、消費生活についての相談・指導体制を強化し、トラブルの解決や未然防止に努める必要があります。

昭和町における刑法犯認知件数の推移（10年間）

資料：南甲府警察署（12月31日現在）



【施策の方針】

消費生活に関する広報・啓発活動や情報提供に努めるとともに、山梨県県民生活センターなどとの連携を図りながら、消費生活についての相談・指導体制の強化を図ります。

■ 施策の体系

消費者保護の充実

- ① 情報提供の促進
- ② 消費者相談の充実

【施策の展開】

(1) 情報提供の促進

- 広報・啓発資料の配布やホームページなどを通じて、契約や商品に関する知識の周知を図るほか、犯罪被害やトラブルの

未然防止に努めます。

- 生涯学習などの機会を活用し、安全な消費生活や消費者保護に関する情報提供や研修機会の提供に努めます。
- 山梨県県民生活センターなどとの連携を図り、安全な暮らしや消費者被害情報などに関する情報把握に努めるとともに、広報誌やホームページなどによる情報提供に努めます。

(2) 消費者相談の充実

- 消費生活相談などの充実を図るとともに、相談員の研修機会や情報交換の機会を拡充します。
- 山梨県県民生活センターなどとの連携を図り、複雑な問題や苦情などに対する相談・指導に努めます。



第7章

自律と協働のまちをめざす

第1節 住民主役のまちづくりの推進

1. 公聴・広報体制の整備

【現況と課題】

本町の公聴活動では、町民意見提出制度「ひとりの声」により、町民が気軽に町へ提案や要望ができる制度を構築し、町政への要望把握に努めています。また、毎月1回「町長との語らいのとき」を設定し、町政への意見や要望の把握を行うとともに、町長への手紙やパブリックコメントなどを行っています。

今後、行政が地域に出向き協働のまちづくりを推進するなど、まちづくりの課題やテーマに応じて、住民と行政が意見交換できる機会を拡充していく必要があります。

広報活動については「広報しょうわ」を月1回、「私たちのしょうわ町議会」を年4回程度発行しているほか、事業内容に応じて担当課・係で広報物の配布を行っています。あわせて、ホームページの活用などにより、最新情報の提供に努めています。

平成13年度より情報公開条例や個人情報保護条例を施行しており、プライバシー保護に配慮しながら、行政の透明性の向上に努めています。特に、平成17年度より個人情報保護法が施行されたことを受けて、個人情報保護条例の改正を行うと同時に、職員に対して個人情報保護のためのマニュアルを配布するなど、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することが課題です。情報公開は町政への住民参加を支える基盤となることから、制度の一層の周知に努める必要があります。

さらに、ホームページの有効活用を進めるほか、まちづくりの課題やテーマに応じて、効率的で、効果的な公聴・広報システムの構築を図ることが期待されます。

特に、地方分権社会においては、まちづくりの主役である住民が「自ら考え自ら行動する」ことが基本となることから、政策形成過程における積極的な情報公開や意見の収集機会を拡大し、住民と行政とのパートナーシップの形成をめざす必要があります。また、パートナーシップの実現には、住民と協働ができる職員の育成が不可欠です。

【施策の方針】

わかりやすく、親しみやすい公聴・広報に努めるとともに、情報社会に対応した公聴・広報システムの構築を進めます。また、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な情報公開や意見収集に努め、住民と行政とのパートナーシップの形成をめざします。

■ 施策の体系

公聴・広報体制の整備

- ① 公聴活動の充実
- ② 広報活動の充実
- ③ 情報公開の推進

【施策の展開】

(1) 公聴活動の充実

- 各種委員会や審議会、説明会などの機会を活用し、政策などについての公聴活動を進めます。
- 行政評価の結果などを積極的に活用し、住民意向の把握に努めるほか、町政に対する評価や要望、提言を幅広く把握す

るしくみを確立します。

(2) 広報活動の充実

- 市内の情報収集体制を強化し、迅速な情報提供を推進するほか、わかりやすい誌面の工夫などにより、広報誌や議会だよりの充実を図ります。
- ホームページの内容を充実すると同時に、利用しやすい画面編集や迅速な情報更新に努めます。また、CATV等を活用した地域に密着した親しみやすい情報提供方法を検討します。

(3) 情報公開の推進

- 行政情報の積極的な公表と公開を推進し、行政の説明責任を徹底します。
- 国の法制度の動向も踏まえ、個人情報保護の徹底を図ると同時に、自己情報開示制度などの普及を図り、個人情報の適正管理に努めます。

2. まちづくり推進体制の充実

【現況と課題】

今日のまちづくりでは、住民と行政がともに役割を担い合いながら進める協働型のまちづくりが期待されています。このようなまちづくりを進める上では、住民が地域に愛着と誇りを持って、自発的に参加することができる機会や体制づくりを進める必要があります。

本町では転入者の増加が続いていますが、町に対する愛着感や定住意向は高いことから、様々な機会を活用してまちづくり活動への参加を促進する必要があります。

平成10年に特定非営利活動促進法が施行されたことを契機として、全国的にまちづくりにかかわる非営利活動団体（NPO法人）が設置され、従来、主に行政が担ってきた分野において、住民が主体的に活動する動きもみられます。町内においても、福祉分野などでNPO法人が活躍しているこ

とから、今後、住民のまちづくりへのより積極的な参加に向けて、情報提供や活動の支援に努める必要があります。

さらに、まちづくりについて考え、自ら企画し、活動できる機会を拡充し、まちづくりグループの育成を図ることなども期待されます。

【施策の方針】

住民のまちづくりへの参画意識の醸成に努めるとともに、まちづくりについて考え、参加できる機会の拡充に努めます。また、住民のまちづくりへの主体的な取り組みを支援します。

■ 施策の体系

まちづくり推進体制の充実

- ① 協働型まちづくり体制の確立
- ② まちづくり活動の支援と人材育成

【施策の展開】

(1) 協働型まちづくり体制の確立

- 計画段階から評価に至るまでの政策過程全般にわたり、住民参加の機会を拡充します。
- 各種審議会や委員会などでの住民公募を促進し、住民の意見・提言を反映する機会を拡充します。
- 住民や地域からまちづくりの課題や提言、アイデアを公募するとともに、住民が提案から実施までを担うことのできるしくみや事業選択に関与できる機会などを創出します。
- インターネットを活用し、まちづくりについての意見交換や情報収集に努めます。
- 様々な住民のアイデアや参加による、自主的なまちづくり活動の組織化や活動支援に努めます。

(2) まちづくり活動の支援と人材の育成

- 主体的にまちづくりに取り組む団体や

サークルの学習機会や活動に関する情報提供や交流の場づくりを拡充します。

- 公民館のまちづくりサークルの活動を促進し、指導的な人材やリーダーの育成や確保に努めます。
- 企業と地域住民との交流を促進し、地域資源を活用したまちづくりを検討します。
- まちづくりに取り組む指導的な人材やリーダーの発掘や登録に努めるとともに、まちづくりの活動事例などを学習する機会や行事を通して人材を育成する機会を拡充します。

3. 人権尊重と男女共同参画の推進

【現況と課題】

国際化・情報化・高齢化等に伴い、生命・身体の安全にかかわる問題や、社会的身分・人種・民族・信条・性別・障害等による不当な差別、その他の人権侵害が存在し、新たな課題も生じてきています。

すべての人々の人権が尊重され、相互に尊敬の念を持ち共存し得る平和で豊かな社会を実現するため、国は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人

権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14年に策定しました。

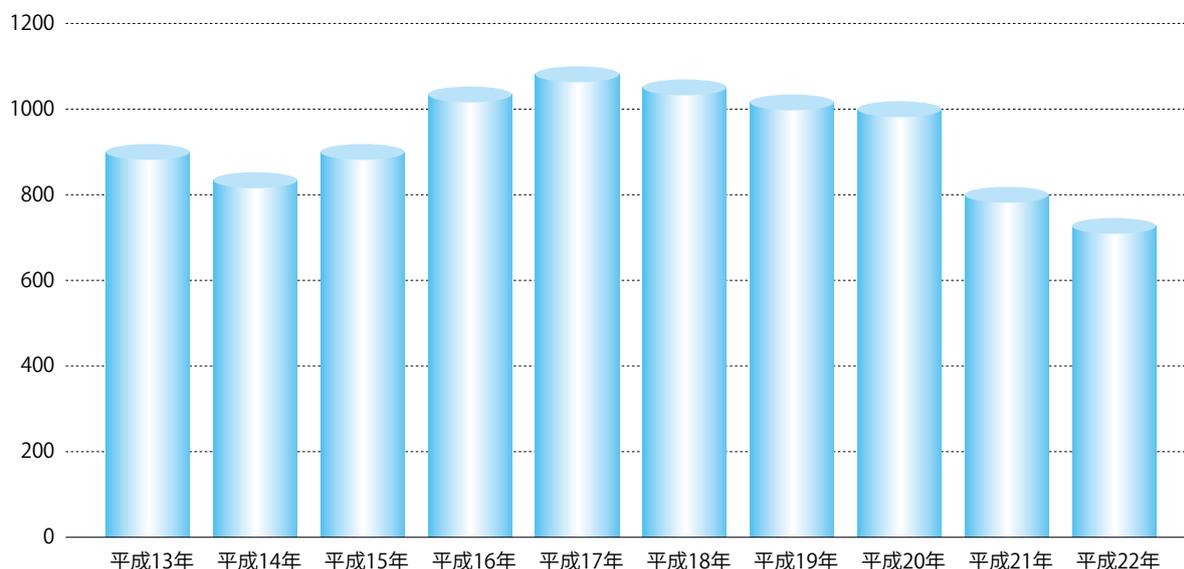
本町は、これまで学校教育や社会教育などを通じて、人権教育の推進に努めているほか、国の人権擁護委員などとの連携により、人権問題に関する啓発活動を進めています。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法の浸透や男女の役割意識の変化などにより、女性のライフスタイルは変容し、女性は様々な分野で活躍しています。しかし一方では、家事や介護、子育ての負担や女性雇用など、女性の社会参加に向けて解決すべき課題も残っています。そのため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性を十分に発揮



町内外国人登録者の推移

資料：町民窓口課（12月31日）



することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本町では、平成14年度に男女共同参画プラン「共に生き活き輝け昭和」を策定し、男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの能力を最大に発揮する地域づくりに努めています。今後も、男女共同参画プランの着実な推進を図ると同時に、適時評価・見直しを行いながら、総合的な施策の展開を図る必要があります。

【施策の方針】

人権についての総合的な教育・啓発を推進し、家庭や学校、地域、職域での人権尊重の理念の普及・定着に努めます。また、男女共同参画プランの着実な推進と評価・見直しを行いながら、男女共同参画のまちづくりに向けた取り組みを推進します。

■ 施策の体系

人権尊重と男女共同参画の推進

- ① 人権尊重に向けた啓発の推進
- ② 権利擁護の強化
- ③ 男女共同参画意識の啓発

【施策の展開】

(1) 人権尊重に向けた啓発の推進

- 学校やその他関係機関との連携を図りながら、学校教育や社会教育での人権・同和教育を進めます。
- 人権擁護機関などとの連携を図りながら、人権・同和問題に関する情報提供やあらゆる差別の撤廃に向けた啓発活動を進めます。

(2) 権利擁護の強化

- 生活環境整備や保健・福祉事業などを効果的に運用しながら、生活環境や福祉の向上を図ります。
- 教育や福祉などの関連諸施策との連携を図りながら、いじめや虐待など人権侵害

についての相談体制を充実します。

- 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の有効活用を促しながら、高齢者や障害のある人などの権利擁護を図ります。

(3) 男女共同参画意識の啓発

- 学校教育や社会教育など様々な機会を通じて、男女共同参画に関する教育を進めます。
- 地域での学習会や講演会などを開催し、男女共同参画についての意識啓発に努めるほか、男女雇用の均等などについての啓発・指導に努めます。
- 男女共同参画プランの着実な推進を図るとともに、定期的な評価や評価結果の公表を行います。また、必要に応じて、適時見直します。
- 関係機関との連携を図りながら、審議会や委員会などへの女性の参画を促進すると同時に、女性の社会参加や自立支援するための相談・情報提供などの充実を図ります。

第2節

ふれあいのある地域づくりの推進

1. コミュニティ活動の促進

【現況と課題】

本町の自治会組織は12地区から構成されており、町の広報誌等の配布など、行政運営における大きな役割を担っています。

また、各地区での様々な行事などについても自主的に運営し、地域住民の暮らしの中心的な場として大切な役割を果たしています。

現在、自治会はコミュニティと行政とのパイプ役を果たしていますが、近年の都市化や生活スタイルの多様化に伴い、住民の地域へのかかわり方が変化しており、自治会組織への参加が低下してきています。今後もこうした傾向は一層強まることが予想され

ます。

しかしながら、防犯・防災活動においては、今まで以上に自治会組織の役割が重要になると考えられ様々な機会を活用して、住民相互の交流を促進する必要があります。

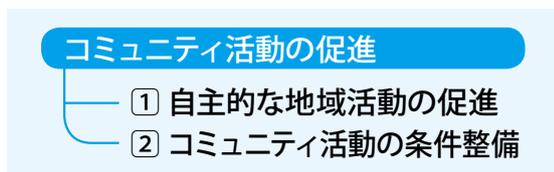
また、地域の自主性に配慮しながら、コミュニティと行政との役割分担などを検討し、安全で安心して暮らせる地域づくりに向けて、コミュニティ活動を促進する必要があります。

そこで、地域での活動拠点の確保や行政区と行政の連携強化など、住民の主体的な活動を促進するための条件整備に努める必要があります。

【施策の方針】

地域での住民相互の交流を促進しながら、地域のニーズに密着した様々なコミュニティ活動を支援します。また、コミュニティ活動の拠点となる施設・設備の計画的な整備・充実や自治会と行政との連携強化を図り、地域の主体的なまちづくりに努めます。

■ 施策の体系



【施策の展開】

(1) 自主的な地域活動の促進

- 自治会活動への支援を通じて、住民相互の交流を促進すると同時に、地域課題を解決するための自主的な活動を支援します。
- 福祉活動や学習・スポーツ、環境美化、防犯・防災など、様々な分野やテーマでのコミュニティ活動を支援します。
- 補助金の一本化や地域を担当する職員を配置するなど、行政区の改革を進め、地域の個性を活かした特色あるまちづくりを支援します。

(2) コミュニティ活動の条件整備

- 土地区画整理事業やその他の住宅開発の動向を踏まえ、コミュニティの再編を検討します。
- コミュニティ施設の改修・整備を支援すると同時に、バリアフリー化などの促進に努めます。
- コミュニティと行政との役割分担を進めると同時に、コミュニティが地域の課題解決や公共的な活動に主体的に取り組むことができる支援策を検討します。

2. 多様な交流の促進

【現況と課題】

本町は国内外の都市と友好都市提携などは締結していませんが、峡中地区において中国四川省の都江堰市と提携しています。しかし、現在のところ、住民の関わった継続的な交流には至っていません。

本町の国際交流では、任意団体である「昭和町国際交流を進める会」が中心的な役割を担っており、ボランティアによるレクリエーションや外国語教室などを開催し、交流事業などを展開しています。

本町の在住外国人登録は、ここ数年800人程度で推移し、人口の約5%を占めています。地域における外国人との交流は、異なる文化や生活習慣を理解する上で大切な役割を果たします。今後も、在住外国人との交流を促進すると同時に、外国語表記の拡大や通訳ボランティアの育成など、外国人に配慮した環境整備をしながら、住民主体の国際交流を推進することが期待されます。

また、本町は、民間業務委託による語学指導助手(ALT)を採用し、町内の小・中学校での語学や文化を学ぶ機会を提供するとともに、青少年教職員海外派遣事業を実施し、国際感覚を備えた人材の育成に努めています。

今後、国際化はますます進むと予想され

ることから、学校教育や社会教育などとの連携を図りながら、他国の語学や文化を学ぶ機会を拡充することが求められます。

さらに、スポーツや文化などの分野において、国内の他の自治体との交流を図ることなども期待されます。

【施策の方針】

住民の国際理解についての学習機会を拡充するとともに、住民主体の国際交流を促進します。また、地域の交流資源を活用し、国内外との交流を推進するための体制づくりを進め、多様な交流機会の創出に努めます。

■ 施策の体系

多様な交流の促進

- ① 国際理解の促進
- ② 地域間交流の推進
- ③ 外国人の受け入れ環境の整備

【施策の展開】

(1) 国際理解の促進

- 昭和町青少年教職員海外派遣事業の有効活用を促進し、青少年をはじめとした住民の国際理解の促進に努めます。
- 「昭和町国際交流を進める会」による語学教室や交流イベントなどを支援し、町内の外国人との交流や異文化についての理解の機会を拡充します。



- 小・中学校での外国語指導助手（ALT）による語学教育を推進するとともに、インターネットを活用した国際理解教育の充実に努めます。
- 町内在住の外国人に対して、地域での行事や活動などへの参加を働きかけるなど、地域での交流機会の拡充を促進します。

(2) 地域間交流の推進

- 交流の場の確保を支援するなど、住民団体や企業などでの自主的な交流活動を促進します。
- スポーツや芸術・文化など様々な分野において、住民が主体的に交流できる機会を拡充します。
- 平成25年度に山梨県で開催される国民文化祭に向けて、来訪者との交流機会の充実に努めます。

(3) 外国人の受け入れ環境の整備

- 「昭和町国際交流を進める会」の活動を支援し、通訳や相談など交流を支えるための住民のボランティア活動を促進します。
- 町を紹介する外国語表記のホームページやパンフレットの整備を進めるほか、主要な観光・交流施設などでの外国語による説明や案内表示の整備に努めます。
- ホストファミリーの登録によるホームステイの受け入れ体制を強化し、外国からの留学生や派遣団の受け入れに努めます。
- 通訳ボランティアなどの協力を得ながら、外国人が地域で生活するための知識の習得を支援するほか、コミュニティ活動への参加を促進します。

第3節 自律的で活力ある行政の確立

1. 行政運営の充実

【現況と課題】

現在、国では「地方にできることは地方に」という方針のもと、三位一体の改革を進め、地方交付税の見直しや国庫補助負担金の改革などを進めています。

一方で、少子高齢化しつつある社会への対応や地方分権の進展、住民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズは複雑化し、行政の対応する領域も拡大しています。

そのため、組織・機構の見直しや職員研修の充実、事務事業の適時見直しなどを進め、利用者のニーズを踏まえた効率的なサービスの提供を図っています。

本町は、これまで将来の行財政運営を模索する中で、周辺自治体との合併協議を続けてきましたが、結果として自律したまちづくりを進めることとなりました。

そこで、平成17年度に行財政改革審議会や行財政改革推進本部を設置し、直面した課題や中長期的に取り組む課題を整理し、昭和町第2次行財政改革大綱「魅力あふれるまちづくりを目指して」を策定しました。

今後は、第2次行革の終了を受けて、第3次行革を策定し、行政評価による事務事業の見直しや行政サービスの負担の再検討などを進め、人材育成と財政の健全化を図り、新たな行政ニーズへの対応と持続的な発展に向けた体制づくりを進める必要があります。

さらに、職員研修による政策形成能力の向上や職員配置の適正化などを進め、新たな行政課題への対応力を高めることが求められます。

【施策の方針】

行財政改革大綱に基づき、行政課題の変化に応じた組織・機構の見直しを進めるとともに、行政評価の導入や職員研修の充実などにより、行政のマネジメント機能の強化や職員の政策形成能力の向上に努めます。

■ 施策の体系

行政運営の充実

- ① 住民サービスの向上
- ② 行政組織の機能強化
- ③ 職員研修と人事管理の充実
- ④ 行財政改革の推進体制の強化

【施策の展開】

(1) 住民サービスの向上

- 手続きの簡素化や権限移譲に伴う職員の総合的な相談対応力を強化し、窓口サービスの向上に努めます。
- 情報通信技術の活用も視野に入れ、ひとつの窓口で複数のサービスを受けることのできる、ワンストップサービス^{*16}の推進を検討します。
- 職員の接遇の向上や施設環境の改善に努め、住民に親しみやすい役場づくりを進めます。

(2) 行政組織の機能強化

- 地方分権や電子自治体などの動向を見据え、必要に応じて組織・機構の見直しを図り、権限移譲や迅速な意思決定に対応できる組織の構築に努めます。
- 行政評価を導入し、事務事業などの成果の把握や迅速な見直しを進めると同時に、行政の説明責任の向上を図ります。
- 公募型プロジェクトチームなどの活用により、複雑で多様な行政課題への横断的で、柔軟な対応を図ります。

(3) 職員研修と人事管理の充実

- 市町村アカデミーや庁内研修などの職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めます。
- 定員適正化計画に基づく効率的な人事管理を進めるとともに、新たな人事評価制度の導入と運用を行います。
- 人材育成計画の策定を通じて、中長期的な視点で行政経営を担うにふさわしい意識や行動、能力を備えた職員の育成・確保に努めます。
- 職員の健康管理を充実し、疾病などによる職務の停滞の防止及び業務効率の向上に努めます。

(4) 行財政改革の推進体制の強化

- 行財政改革審議会や行財政改革推進本部の活動を推進し、まちぐるみで行財政改革に取り組むための体制を強化すると同時に、町をあげて行財政改革を推進する機運を高めます。
- 行財政改革大綱実施計画(アクションプラン^{*17})を策定し、重点課題に対応するための具体的な活動を計画的に進めます。
- 行財政改革の進捗状況を適時、住民に周知し、住民意向の把握に努めるとともに、外部監査を導入しながら、適切な見直しを行います。

2. 健全な財政運営の推進

【現況と課題】

本町では、優れた交通立地の特性を活かし、国母・釜無の両工業団地の整備や土地区画整理事業などによる宅地形成などから、これまで安定した財政運営を維持してきました。

しかし、厳しい経済状況を背景に、以前のような大幅な税収増は期待できない一方で、扶助費や公債費の義務的軽費の増加、福祉・環境及び教育施策などで新たな支出の増加など、今後も行政需要の増大は避け

られない状況にあります。

このような状況の中で、本町は、地域力活性化交付金制度を導入するなど補助金制度の一部見直しや業務の民間委託、公共施設の管理・運営方法などの検討を進めています。

今後、土地区画整理事業などに伴う都市基盤整備や生活環境整備、地方分権に伴う財政負担の増加などを考慮すると、自律したまちづくりのためには行財政運営のさらなる効率化に向けての取り組みが求められます。

健全な財政運営を維持していくには、受益者負担の導入を図るほか、業務の民間委託や事業の優先性に基づく厳選化、有利な制度・事業の活用積極的に努め、経費の節減を図らなければなりません。

さらに、行政サービスにおける受益者負担の見直しやまちづくりにおける住民と行政との役割分担などを進めながら、財政基盤の強化に努める必要があります。

【施策の方針】

行財政改革の推進を図り、投資の厳選化や費用対効果を踏まえた事業採択、歳出削減のためのコスト管理の徹底を図ります。また、住民と行政との役割分担や受益者負担の適正化などを進め、収納体制を強化し財源確保に努め健全で安定的な財政運営を進めます。

■施策の体系

健全な財政運営の推進

- ① 計画的で効率的な財政運用
- ② 経費削減と受益者負担の適正化

【施策の展開】

(1) 計画的で効率的な財政運用

- 総合計画や各種計画と連動した予算編成を徹底するとともに、施策全体の整合性や事業の連携を考慮した効率的な予算編

成を検討します。

- 行政評価と連動した効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、成果なども考慮した枠配分方式による予算編成について研究・検討します。
- 地方税財政制度改革や補助制度などの動向を総合的に勘案しながら、中長期的な財政見通しを立て、財政運用の指針を明確に投資効果の高い財政運用に努めます。

(2) 経費節減と受益者負担の適正化

- 指定管理者制度などの導入を進め、公共施設の管理などでの民間委託を促進し、効率的な維持管理体制を確立します。
- 時流に即した事務事業の見直しとあわせて負担のあり方を検討し、使用料や補助金などの適正化や基準の明確化を進めます。
- 使用料や補助金の見直しに当たっては、公平性や透明性の観点から、第三者機関の設置を検討します。
- 行政評価の導入などとあわせて、事務事業や地域の課題解決における行政と住民の役割分担のあり方や担うべき主体の妥当性などを検討します。

3. 電子自治体の推進

【現況と課題】

国はU-Japan(ICT戦略)を推進し、誰もが、いつでも、情報通信ネットワークを利用できる社会をめざすとともに、情報通信技術を利用した双方向の行政サービスを提供できる電子政府・電子自治体の構築を進めています。

本町では、平成13年度に公共施設を光ファイバーで接続する地域イントラネットを構築しているほか、住民基本台帳ネットワークの整備やホームページでの情報提供、図

書館の蔵書検索サービスなど、住民の利便性の向上や効率的な行政運営に努めるとともに、平成14年度に策定された昭和町地域情報化推進計画に基づき、各種電子行政の推進を図ってきました。

今後、国や県の動向を踏まえながら、電子行政の計画的な推進を図ると同時に、情報システムの共同開発やアウトソーシングなども視野に入れながら、情報投資の効率化を検討していく必要があります。

あわせて、民間のICT技術の進展状況を見きわめながら、庁内LANの活用による効率的な行政運営を進めるとともに、利便性の高い電子自治体の構築を進める必要があります。

【施策の方針】

行政サービスへの情報通信技術の活用を進め、費用対効果を検証し、住民の利便性の高い電子自治体の構築をめざします。

■ 施策の体系

電子自治体の推進

- ① 地域情報化の推進
- ② 電子行政の推進
- ③ 住民のIT利活用の支援

【施策の展開】

(1) 地域情報化の推進

- 民間のICTサービスの利用を検討し、公共施設等に敷設したネットワークの有効活用を検討します。
- 情報化技術の進展を見きわめ、地域情報化の推進について検討します。

(2) 電子行政の推進

- セキュリティポリシー^{※18}の運用体制を適時見直し、情報機器、電子情報の適切な管理を進めます。また、職員への情報セキュリティ教育を充実し、個人情報保

※U-Japan
ICT=「情報通信技術」を用いて社会環境を整える政策

護の強化に努めます。

- 積極的な情報公開を進める基盤として、電子文書管理や電子決済などを進めるほか、効果的なワンストップサービスのしくみや電子投票制度の研究を進めます。
- 関係する部署との調整を図りながら、統合型地理情報システムなどの導入を検討します。
- 電子行政の浸透にあわせて、情報の利便性、安全性を考慮した統合認証システムの導入を検討します。

(3) 住民のIT利活用の支援

- 電子申請・届出システムの普及・定着状況を考慮しながら、証明書の自動交付機の設置等の端末設置を検討します。その際、高齢者や障害のある人などに配慮した、利用しやすい機器の導入に努めます。
- 生涯学習拠点の整備とあわせて、住民が身近な場所でITの利活用を学ぶことができる機会を拡充します。
- ITの利活用に慣れない利用者を支援するため、パソコン教室等を開催します。

4. 広域連携の推進

【現況と課題】

社会経済の変化や道路・交通網の整備に伴い、住民の生活行動や経済活動は広域化、複雑化しています。そのため、効率的な行政運営の観点からも、周辺自治体との広域的な連携が不可欠となっています。

本町は現在、甲府広域行政事務組合や中巨摩地区広域事務組合、三郡衛生事務組合に参画し、事務事業の広域的な調整や効率的な事業の運営などに努めています。

本町は合併協議会からの離脱に伴い、自律したまちづくりを進めることとなりましたが、地方分権が進む中で、広域的な連携により、共通の行政課題に対応する必要性はますます高まると想定されます。

そこで、合併の動向などを踏まえ、各自

自治体の役割や機能を明確にしながら、新たな広域ネットワークの形成や広域的連携事業の可能性を検討する必要があります。

【施策の方針】

広域事務組合の組織・機能や構成自治体相互の連携を強化するとともに、時代に即した新たな広域連携事業を模索し、地域の活性化を図ります。

■施策の体系

広域連携の推進

① 広域行政の推進

【施策の展開】

(1) 広域行政の推進

- 甲府地区広域行政事務組合や中巨摩広域事務組合、三郡衛生事務組合などの構成自治体との連携を強化するほか、行政ニーズなどに応じた柔軟な協力関係を確立し、広域的な行政課題への対応を強化します。
- 周辺自治体の意向などを踏まえ、広域事務組合のあり方や運営方法を検討します。あわせて、今後の広域圏の位置づけや広域行政のあり方を検討します。

用語解説

※ 17	アクションプラン	決めたことを実行するための具体的な行動計画。
※ 4	エコスクール	ホルムアルデヒド対策や木製品の利用など環境を考慮した学校施設の整備、および環境教育に関するソフト事業。
※ 13	グリーン購入	地球環境への負荷を考え、環境に優しい商品を優先的に調達すること。
※ 8	ケアマネジメント	援助を必要とする人に対し、適切なサービスを迅速に提供するために保健・医療・福祉などのサービス提供機関と調整を行うこと。
※ 11	スプロール化	都市の急激な発展で、市街地が無計画に郊外に広がっていく現象。生活基盤整備の非効率化や都市中心部の空洞化などを招く。
※ 18	セキュリティポリシー	安全性に対する考え方や基本方針。
※ 12	セットバック	建築物などを道路境界より後退して建てること。
※ 10	トレーサビリティ	農畜産品や海産品の産地、原料生産から加工、販売、最終消費までの経路管理。
※ 15	ハザードマップ	自然災害が発生した場合に迅速に避難できるよう、被害の想定される区域と避難場所、避難経路などを示した地図のこと。
※ 2	パブリックコメント	行政などが制度や計画、規制等の設定や改廃をするとき、原案を公表し一般からの意見を求める制度。
※ 14	マニュアル	何かをする際の手引書、標準作業説明書。
※ 9	ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者・子供・健常者の区別なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
※ 7	ライフステージ	人生の段階を意味し、人間の一生を時間的に段階区分したもの。通常は、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分けられる。
※ 3	レファレンス	資料や蔵書、情報などの検索サービス。
※ 1	ワークショップ	本来は、共同作業場の意。近年、自ら参加や体験をしグループメンバーとの話し合いで何かを学んだり創り出したりする仕組み。
※ 16	ワンストップサービス	他部門にわたる行政情報や行政サービスを、ひとつの窓口で提供する仕組み。
※ 5	通級指導	軽度の障害のある生徒に対し、普通学級で学べるものは普通学級で授業を受け、障害に応じた指導を別途行う教育形態。
※ 6	加配	決められた定員数より、多くの人員配置をして対応すること。

リニア中央新幹線中間駅等に関する経過について

1.開業時期

2027年（東京-名古屋間）予定（H23.6.7発表）

2.中間駅の位置

昭和町・甲府市・中央市を含む甲府南部地域（5km圏）が示された。（H23.6.7発表）

3.環境アセスメント

ルートに関する環境アセスメントをJR東海が行う。

4.中間駅の詳細な位置の公表

山梨県は、JR東海に対し平成23年中の位置確定を要望している。（H23.7.1山日新聞、H23.6.30読売新聞）山梨県は詳細な駅位置の決定については「地元自治体の合意形成」を求めている。

5.協議体制

- ・山梨県リニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会（H23.9.1現在）
- ・甲府圏域リニア中央新幹線建設促進協議会（H23.9.1現在）

6.駅建設費用

JR東海は駅建設費用については、約350億円としている。

7.ルート（5km圏で示された中間駅の概略）

- ・起点 東京品川～神奈川県相模原市周辺～山梨県甲府南部地域～長野県飯田市及び高森町周辺～岐阜県中津川市周辺～愛知県名古屋市

